
令和元年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第3日)

令和元年9月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和元年9月10日 午前9時03分開議

- 日程第1 一般質問 7. 桜下 善博 議員
8. 松蔭 茂 議員
9. 中田 元 議員
10. 河村由美子 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問 7. 桜下 善博 議員
8. 松蔭 茂 議員
9. 中田 元 議員
10. 河村由美子 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	栩木 昭典君	出納室長	中林知代枝君

午前9時03分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

7番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） おはようございます。3番、桜下でございます。3点通告をしておりますので、どうか答弁をよろしく願いいたします。

今回は、1問目と2問目は若干関連をしておりますが、予算関係につきまして質問させていただきます。

まず1点目に入りますが、予算の執行ということにつきまして質問させていただきます。

予算はもう言うまでもなくです。予算が適正に使われているか、あるいは計画的に使われているか、あるいは無駄に使われていないか、やはり私なりにこの3点を頭に置いてこのたびの質問を考えました。

岩本町長、就任されまして2年になりますが、前町長は、私も議員になりまして6年になりますが緊縮予算、箱物を余りつくられずに財政の健全化を目指したような緊縮予算を立てられまして執行されたと思いますが、やはり岩本町長決して悪いことでありませんが自分のカラーを出すためにはしっかりした予算を組み、どうしても自分のカラーを出すためには大型予算になるのはこれはもう当然かと思えますし、決して悪いことではありませんが、先ほど言いましたように組まれた予算が適正かつ計画的、また無駄に使われていないか、その3点をしっかり踏まえて、幾ら予算が大型であろうと私は岩本町長のカラーを出すためにはこれは理解するものであります。

そういう意味で今年度、一般会計の当初予算は昨年度に比べまして約11.8%増しの71億6,800万円であります。昨年度の予算よりも当初予算で11.8%の増であります。

既に新年度に入りまして約半年が過ぎておりますが、この予算が本当に適正に使われているかどうかというところが今回の質問であります。毎年3月の最後の議会のときに繰越明許、要するに事業の繰越について議会のほうから当然質問があります。

今回、このまず予算が適正に使われているかということで、事業の繰越について質問いたします。

予算がつきまして、事業はできることであれば単年度でやっぱり完成するというのが理想であると思うんですが、ちょっと調べますと一昨年繰越明許の費用は、29年から30年にかけて事業費3億5,400万円に對しまして2億7,300万円繰り越しております。

そして今年度、平成30年度から31年度、令和元年ですが、これが事業費が3億800万円の事業費に對しまして繰越額が1億8,700万円、約半分近い繰越額が出ております。このことは議会のほうからも、なぜ繰越になったのか理由とかそういうことを質問が出ておまして、一覧表もいただきました。

まずは町長に、この3億800万円の事業に對しまして1億8,700万円の繰越が出た、事業が繰り越しておりますが、まず既に新年度に入りまして半年近くがたっておりますが、この繰り越された事業が今どうなっているのか進捗状況、またおけている、あるいはもう既に終わった事業があると思いますが、それぞれにつきましてまずはこの繰越の事業につきまして町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日もこれからよろしく願いいたします。

それでは、桜下議員の予算の執行についてということにつきまして、まず通告のございました繰越事業のことにつきまして個別にお答えをさせていただきたいと思えます。

基幹系システム運営管理事業、これは新元号対応のことでございますがこれは完了してるところでございます。

それから、アユ種苗生産施設整備補助事業でございますが、これにつきましては事業実施主体の事業完了後に補助金を交付いたしますので、8月末での予算執行はございません。

それから、健康増進交流促進施設管理事業でございます。これは来年1月31日を完了日とした契約を6月に締結をしてるところでございます。

道路新設改良の単独事業の朝倉真田線でございます。これは10月に発注予定でございます。

さらに、道路新設改良の補助事業でございます。幾らかあるわけでございますが、まず町道栃木線、栃木橋の設計業務委託は、現在業務の遂行中でございます。

それから、町道中村隠居沖線台橋設計業務委託、それから町道夜打原相生線交通安全施設整備事業は完成済でございます。

4つの橋梁の点検事業、具体申し上げますと三ノ瀬橋、鹿足河内10号橋、七村橋、そして長五郎橋でございますが、この橋梁に係ります点検事業につきましては、2橋が完成済、1橋が入札執行中、そして1橋が発注に向けての準備中の段階でございます。

さらに、中学校の空調の整備事業でございます。これは該当いたしますのは六日市中学校と柿木中学校でございますが、この事業につきましては完成済でございます。

今申し上げましたような繰越事業、それぞれの進捗状況でございます。

そもそも繰越になった要因、これまでも議会でいろいろ説明をさせていただいております。発注をした後にいろいろな関係で工期等が延ばさざるを得ないそうした事情もあるわけですが、もう一つやはり大きな原因は、国の経済の活性化に向けた関係で、国の補正予算が年度の後半戦でつくということがままあるわけですが、昨年度につきましてもそうしたやはり事情がありまして、予算は補正でつけたわけですが年度の残り日数の少ない中でということでございますので、場合によっては未執行で繰り越しをせざるを得ないというような事情が近年多いということをお理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今の既に終わっている事業もあるようでございますが、今町長の説明の中で国の補助事業ということもあるということで、完全に遂行はできないというふうな答弁がありました。現時点で今年度繰越事業でありながら、来年の3月までにはどうしてもこれは、また次年度に持ち越さなければならないという事業があれば具体的にお聞きします。全ての事業が終わればいいんですが、2年度にまたがるという事業があれば。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そもそも論を申し上げなければなりませんけど、繰越事業につきましてはまた翌年度に繰り越すということは制度上できませんので、繰越をした事業につきましては、今議員がおっしゃいましたように間違いなく昨年度の繰越事業は今年度末で完了する、終了するというのが建前でございます。そのように当然進めさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 繰越事業につきましては、今町長からお聞きしましたので通告をしておりますが、次に本当に予算が、先ほど言いましたように適正に使われているか、計画的に使われているか、無駄に使われていないかということの観点で、ですね。

新年度、一般会計予算の資料がありましたが、その中で新規事業というのが随分金額の事業費

の高い低いはありますが、一々はお聞きしません大きい事業を現在進捗状況をお聞きします。

といいますのが、やはり先ほど言いましたように、予算を組むときやはり新規事業というのは当然ながら各課で立てられると思うんですが、本当にその事業が必要なかどうか、あるいは何かやらなければならないということでやるということはないと思うんですが、新規事業が繰越にならないように本当にこの年度で完成、執行できるのかどうか、主なので結構ですから主な新規事業の進捗状況をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、主な今年度の新規事業についてということでお答えをしたいと思います。いろいろな資料を提供させていただいておりますが、今回改めて通告がございましたので原課のほうで、それぞれの見立てになりますのでその辺は御勘弁いただきたいわけですが、原課のほうでいわゆる主な事業、これは決して金額の大きい少ないということではなくて、主要事業ということでお読み取りをいただきたいと思います。そうした形で取りまとめをいたしましたので概略を申し上げたいと思います。

まず、総務課関係で申し上げたいと思います。

一つは、普通財産の整備事業でございますが、これは六日市集会所の蔵の解体の工事でございますが、これにつきましては現在設計中の状況でございます。

それから、いわゆるソフト事業になろうかと思いますが、吉賀高等学校の下宿の登録事業でございます。これはサクラマス交流センターへお迎えできないような不測の事態に備えて新たに制度設計をしたものでございます。

登録は今4件をいただいておりますが、現実問題として下宿を提供していらっしゃる方がいないということでございますから、助成制度を今適用した事例はございません。

それから、防災設備等整備事業についてでございます。これは8月30日の全協で報告したとおりでございます。

続きまして、税務住民課の関係でございます。ブロック塀等の安全確保事業費補助金についてでございます。これにつきましては、現在のところ実績はございません。

それから、下七日市大規模建物火災の対応事業でございます。

いわゆる処分費の助成についてでございますが、これは今7件の申請があったところでございます。それからごみの処理委託につきましては、現在見積もりをして準備をさせていただいているところでございます。

それから、保健福祉課の関連でございますが、障がい者総合支援センター整備事業につきましては、これはこれまで御報告をさせていただきましたように、10月の供用開始に向けて予定どおり今進めているところでございます。

それから、母子保健医療対策総合支援事業についてでございますが、これにつきましては産前産後のサポートを延べ31人の方に対して実施をしております。それから、骨髄移植のドナー等支援事業補助金これもソフト事業で始めさせていただきました。現在のところ、申請の実績はございません。

続きまして、産業課関連でございます。地域商社設立事業についてでございますが、これは何度もお知らせをさせていただいておりますように、人材の支援を受けながら今準備を進めているところでございます。

それから、森林環境譲与税の活用事業でございます。これにつきましては、林業嘱託職員、これはまだ採用に至っておりません。また、管理システムの業務委託を行っているところでもございます。

さらに、農業用ハウス等のリース支援事業についてでございます。これにつきましては、現在申請についての審査を行っているところでございます。

それから、アンテナショップの運営事業についてでございます。これにつきましては、御案内のとおり食と農・かきのきむら企業組合と管理運営委託の契約を締結をさせていただきまして、9月4日からお店のほうをまた再開をさせていただいたということでございます。

続きまして、建設水道課の関連でございます。当然、ハードの事業ばかりでございますが、一つは農業水路等長寿命化防災減災事業についてでございます。

その中の勝繁ヶ池につきましては、補助金の現在交付手続中でございます。それから、七日市地区の用水路、出水期経過後に測量調査業務の発注の予定でございます。それから、立戸の揚水ポンプでございます。これにつきましては、今発注の準備中でございます。それから、上野原地区の排水路、これにつきましては農繁期が終了後に発注をする予定でございます。

続きまして、道路新設改良補助事業についてでございます。一つは、唐人屋トンネルの照明改修でございますが、これは関係いたします津和野町さんとの今協議中でございます。

町道山根線改良工事でございます。測量設計業務を委託してるところでございます。

最後に、教育委員会関係でございますが、教育施設長寿命化計画策定事業につきましては、5月に契約をいたしまして来年3月に完成する予定でございます。

それから、吉賀中学校の改修事業と朝倉公民館の施設整備事業につきましては、現在工事を進めているところでございます。

最後、保健体育施設の整備事業、これはスポーツ公園のテニスコートの人工芝の張りかえの事業でございますが、これにつきましては完成をしたところでございます。

以上が繰越事業の前段でございましたが、それ以後御質問のございました主な新規事業の進捗状況でございます。また不足がしたところがございましたら御指摘をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それぞれの課は、本当に皆さんの英知を絞って新規事業を立ち上げ、そして予算がつかしました事業でございますので、本当に何一つ無駄な事業はないと思っておりますので、ぜひ令和元年度3月までにはぜひ完成、完遂するようによろしくお願ひします。

新規事業につきましては以上でございますが、先日六日市地区で町政座談会が行われました。本当に1年目のときは20数名ぐらいだった出席者が、このたびは約60名近く、予定されていた椅子も足りないぐらい、追加をするぐらいのたくさんの町民の方がお越しになりました。いかに岩本町政に叱咤激励、期待をしているか、また不安に思っているか、やはりその表れだと思ひます。その中で、活発な意見交換がありまして意見が出ました。司会者から制限をされるほど活発な意見が出ました。

その中で、私も町民の皆さんがどういうふうな考えを持っているか、岩本町政に対してどういう意見を持っているかということを知りたくて出席をさせていただきましたが、この中で私を感じるのは本当に町民の皆さんの素直な声だと思ひたのが、出資をしている第三セクターが赤字続きであると。しかも将来の黒字もなかなか厳しい、改善計画を出していてもなかなか黒字になるのが厳しいなど、事業も縮小してやっていると、そういう町が出資をしている第三セクターになぜこれ以上町は支援をするのかという厳しい意見が何人か出ました。

それともう1点は、真田グラウンド、今町の中で小水力発電所と同じぐらい本当に交流人口におよび、町の活性化にも貢献をしている真田グラウンドにつきまして、あれだけ照明もつかまして今活性化のために活用されておりますが、それでありながらなぜサブグラウンドが必要なのか、この意見が何人の方からも出ました。これ以上真田グラウンドにまだ予算をつぎ込むのかと、そういう厳しい意見が出ました。

病院のことはおそらく出ると思ひておりましたが、私のイメージで、病院の存続あるいは安定的な運営以上に第三セクターになぜこれ以上町が支援をするのか、それとサブグラウンドをなぜつくらなければならないのか、そういう厳しい意見が出ました。私は、これは本当に町民の皆さんの素直なと言ひましようか率直な声だと思ひておりました。

まさか真田グラウンドのサブグラウンドの件まで出るとは思ひておりませんでした、やはり町民の皆さんはこれ以上真田グラウンドに予算をつぎ込むのはおかしいんじゃないかという意見がたくさんあるということもわかりました。

それと、これはなぜこの質問をするのかと言ひますと、やはりこれは議会にも責任がありますが予算が通っている、議会で可決された事業でも町長、町民の声をしっかり聞いて、やめるべきかあるいは一度立ちどまるべきか、そういう私は英断が必要ではないかということで質問させていただきますが、例えばその一番いい例が澄川喜一記念公園彫刻の道であります。

これはあれだけ公費をつぎ込んで、10年計画でありましたが本当に町民の皆様から厳しい声があって、この彫刻の道公園をするべきなのかという、これは前町長が建てられた事業であります。厳しい声が出ました。

当然私もこの議会で何回も質問させていただきましたが、町長は英断を持ってこの事業は彫刻の道記念園の事業はまだ道半ばであるが、一度立ちどまるかあるいは軌道修正すると。つまりこの事業はもう打ち切るんだということを、町長この議会で言明されました。私は、このことに対しては本当に町長よく英断されたと思います。

そういう事業が、予算は議会で、これ議会にも責任ありますが議会で通った事業の中でも、町民の皆さんがこれは本当に必要なのか。私先ほど言いましたが、予算が無駄に使われていないんじゃないかここに当たると思うんです。

例えば、もう2点あります。これは、柿木のある地域にある川に橋がかかろうとしております。これは私も現地へ行きましたが、川の向こうに田んぼが1枚ありますが、恐らくこの橋をかけてもその方ぐらいしか使われない、向こうに林道がありますが本当にこの橋を渡るのは、利用されるのは本当にごくごく限られた人しか使われません。

その橋が既に基礎の、設計までいってませんが基礎調査も終わりました、この橋に約数千万円の費用がかけられようとしております。ごくごく使う方が限られているのに数千万円、億ぐらいかかるんじゃないかといわれてますが、そういうふうに担当課長も極力予算を抑えるというふうに言明されましたが、かけられようとしております。これは本当に必要なんでしょうか。

またほかにもあります。例えば、きのうも議員から質問が出ましたが、町内のある保育所でゼロ歳児1人しかいないのに、それに対しまして町の正職員の保育士が1人、パートの保育士が2人、つまりゼロ歳児1人に対して3人も雇用している。これ本当、地元にとりましては大事な保育所というのはよくわかりますが、やはりここは園児の人数も考えて正職1名、パート2名、計3名も雇用してやるべきかどうか、その保育所をなくせとは言いませんが、やはりその運営につきましてこれは議員からも町民からも本当に厳しい声を聞いております。

やはり町長、ここに議会が承認したことでありますので議会にも責任ありますが、やはり町民の声をしっかり聞いて予算を無駄に使わないということで、町長の英断、これは一旦町長がやるということを決めて、議会も認めてこれをまたやめるということは、本当に英断といいたまうか町長にとって大変つらい判断と思いますが、やはりここは一度考えるべきではないかと思いますが、予算の執行という関連で町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、通告の中でも繰越明許でありますとか、それから今年度の新しい事業についてのお問い合わせがありました。この件につきましては先ほどお答えをしたとおりで

ございます。

一般的なその予算の執行で申し上げますと、特に今年度は昨年よりも1割増しでいわゆる歳出規模が、予算規模が大きくなっているところで御案内のとおりでございます。

予算執行につきましては、年に1回ではございますがそのときどきの中期財政計画を示させていただいて、一番新しい情報の中で向こう10年間の予算のありようをお示しをさせていただいておるところでございます。

当然、策定をいたしましたら島根県の指導助言を仰ぎながら予算執行に当たっているところでございますので、適正な予算執行をさせていただいているというふうに自負をしているところでございます。

特に、当初予算の編成につきましては、金額的に大きいものがあつたりして議会のほうからの御懸念を示されるような御意見もあるわけでございますが、これはまさにその段階でも英断をもって予算執行、いわゆるその編成をしているということでございますので、この点は御理解をいただきたいと思えます。

個別のいろいろなお話がございました。

まず六日市地区の座談会、本当に昨年の2倍3倍ですかそのぐらいの人数の方がいらっしゃって、60人程度の方が御参加をいただいたということで、私は本当にうれしゅうございました。なかなか我々が役場でお聞きするような意見がない中で、ああして出かけていくと皆さんおいでいただいて、本当に真摯に御議論いただいたということで本当に感謝をしているところでございます。いただいた御意見につきましては、その場でも申し上げましたが行政執行にこれからしっかり反映をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

お話のありました三セクの話がまずございました。これまで4つありました三セクも、議会の御理解いただきながら土地開発公社につきましては解散をさせていただいて、現行は3つでございます。なかなかうまくいってないところもあるわけでございますが、これはやはりそのときの設置の目的を、いわゆる遂行しなければならないという義務もございますので御不安な部分もあるわけでございますが、どうにか三セクを続けさせていただきたいという思いの中で現在執行しているところでございます。

また大きな判断をしなければならない時期が万が一来るようであれば、それはそのときにまさに英断をしなければならないかなというふうに思っているところでございます。

それから、個別に座談会の中でもいろいろお話がございました。医療対策のお話も本当に多うございました。それといわゆる並行する形でお話がございますように、真田の「よしかみらい」のお話がございます、サブグラウンドが本当に必要なのかというようなお話でございました。

これまで人工芝の整備をし、昨年は大型予算でございましたが夜間照明、いわゆるナイター設

備をつけさせていただいて、さらに今交流人口がふえているような状況でございます。ただ、一方では本当に町内、課題が大きいものが噴出しておりますので、そういう中で事業の継続はどうかというお話でございました。

要望書がこれまで出ていたということも当然あるわけでございますが、もう一つはあの施設の周辺で圃場整備が行われると。なかなか現在の状況でございますので、圃場整備を契機に農地を手放したい、しかしそれも集積をしなければならぬとこういった事情ございまして、これまでのその要望書の関係、それから今の圃場の絡みでその部分をサブグラウンド、あるいは駐車場として整備をしたら有効に活用できるのではないかとという中で、そうした計画を立てさせていただいたということでございます。

現段階につきましては、まず土地を購入をさせていただいてということございまして、購入をしてすぐさまそのハード事業ですね、いわゆる整備をしようという状況ではございません。

ですから、圃場整備の絡みで今年度中に土地の購入をさせていただいて、順次整備を進めていくということでございますので、やはりこの前も御意見がたくさんございました。その意見はやはり真摯に受けとめなければならぬわけでございますので、その場でも回答させていただきましたけど、やはりスピードいくらか緩めて、そうしたことに努めていかなければならないというふうに感じたところでございます。

それから、澄川喜一記念公園のお話がございました。これは前町長が手がけた事業でございますが、本当に皆さんから貴重な御意見を伺う中で、ハード整備につきましてはおおむね終了したということもございまして、やはりその事業全体については一旦ここで立ちどまっていくべきだろうということで、議会のほうでも私のほうも明言をさせていただいたということでございます。

ただ、そもそもの記念公園、澄川喜一先生の関係は宇部とのビエンナーレとの関係でございますので、ハード事業こそここで一旦立ちどまるわけでございますが、いわゆるその芸術文化を通じたソフトの部分での宇部市さん、あるいは常盤公園さんとの交流事業はこれは継続させていただきたいなという思いでございます。

それから、橋のお話もございました。先ほど申し上げましたが、今設計業務のほうをしてるところでございます。費用対効果の部分であろうかと思いますが、これにつきましては迂回路の関係もあります。担当いたします建設水道課のほうで精一杯の調整なりをさせていただいているところでございますので、また執行状況につきましては御説明なりをさせていただきたいと思えます。

最後ございました朝倉保育所のことであろうかと思えます。本当に1年前にこの件につきましては御説明をさせていただきまして、当初は5名近い方が入所予定ということございましたが、ただふたを開けてみると1名だったということで、とは言いながらその1名の方も当初予定して

おられたような人数があるという前提の中、当然保育所も継続をするという前提の中で応募をされたということもございましたので、今年度につきましては今開所をさせていただいてるということでございます。

ただ現状は変わっておりませんので、来年度以降どうするかということにつきましては、今原課のほうで精査をさせていただいているところでございます。当然ことしじゅうぐらいには方向性については出していききたいなと思っております。ただこの件につきましても、地元のほうから要望書等もたくさん出ておりますので、そこらあたりも地域との調整も必要になってくるというふうを考えております。

いろいろなことで御意見をいただきました。これからの行政執行にしっかり反映をさせていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それでは大きい2番目の質問に移ります。

水道料金貸付金等の徴収についてというふうに、多分ケーブルテレビ見られて町民の皆さんにわかりやすくということとこういう表現を使いましたが、実は最近全員協議会等で本会議を通じまして私債権の訴訟の和解とか、あるいは放棄とかいう報告が随分使われております。

これは言うまでもなく、要するに町のほうから条例でお金を貸付、あるいは支給すると、そして条件と申すまいか満了すれば、規定をクリアすればその貸付金あるいは支給されたお金は返さなくてもいいという条例なんです、ところがこれ当然町側には責任ないんですが、貸したのに条件を満了せずに途中で帰られたと、それで町からいただいた支給あるいは貸付金を返さないというそういう事例がたくさんあるということで、しかも金額が多いのは個別に100万円ぐらいの金額があるということで、町も回収業務を随分努力されたと思えます。議会で随分厳しく追及しましたが、どうしても回収できないということで返還してもらえないということで、裁判所に訴えて裁判で訴訟をして何とか和解に持ち込んで返還をしてもらうということになったということなんです、もし分かれば何件で、和解金額は幾らになったのか、それと全くこれ必要なかったんですが、訴訟したために訴訟費用というのはこれ、資料見ますと町のほうでそれぞれ負担ということで、町のほうにも訴訟費用というのが負担ということになってるんですが、なぜこの質問するかといいますと、回収業務をもっとしっかりやっただけならばなんとか回収できて訴訟に持ち込まなくても、訴訟費用も払わなくても済むんじゃないかということでこの質問をさせていただきました。訴訟何件で幾らぐらい和解金があったのか、わからなければ結構です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回通告を受けた内容でございますが、今お尋ねのございました訴訟に係る費用あるいは件数について通告がなかったということもございますので、今我々手持ちの資料

がございません。この場でお答えすることができませんので御了解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 済みません。通告はしておらなかったんですが、私債権ということを使わずにわかりやすく書いたので恐らくそうなったと思うんですが、本当は私が言いたいの、町が出さなくてもいい訴訟費用を出してまでその返還をしてもらう裁判の和解まで持っていたという、要するに回収業務をどんだけ一生懸命やったかということを私は言いたかったわけでありまして。

県外でありますので行ったり来たりはできませんし、あるいは電話とか文書だと思うんですけどどうとう回収できなかつたために、本来ならば返してもらわなければいけないお金を回収できなかったがために裁判のほうに訴えたという。それでまた、訴訟費用まで町が出さなければならなかつたという。

私が言いたいの、回収業務といたしましよかもっと熱を込めてといたしましよか、もう少し工夫をすればよかつたんじゃないかということにつきまして質問したかつたわけなんです、これ和解により何とか返還をできるということでありまして、訴訟費用は若干かかりますがいたし方ないということをおきますが、その次の水道料金、私債権の放棄ということがこの間報告がありました。

これは、これもわかりやすく言えば水道料金、水道が使われた町民の皆さんは料金を払わなければなりません。ところが、ある方は意図的にはわかりませんが、悪意があつたのか、あるいは本当に困っておられたのかわかりませんが、金額はわずか8,000円弱でありますがこの水道料金が回収できなくなりました。しかも法的に時効が成立しておりますので回収はできなくなりました。

これはこの間、先日、担当課長、副町長、町長からも説明がありました、これは本当にチェックミス、理由が担当職員の異動があつたりしたためにそういうことも一因があつて、要するに町側のチェックミスでこの水道料金の滞納というのがわからなかつた。ずっとわからなかつたためにこれがどうとう時効になって回収できなかつた、そういうことが報告がありました。

これは絶対にあつてはならないことでもあります。ほとんどの方といたしましよか全員が善良な町民の皆さんが、使われたものについては料金を払う、ほとんどそういうことをされております。これ当たり前ですが、それがチェックミスにより金額は低いんであります回収できなかつた、しかも法的にも時効が成立してできなかつた。これは本当にあつてはならないことでもあります。

先日、担当課長も副町長も町長もただただこれは町のミスで、おわびをするしかないということと頭を下げられましたが、私は質問で本当にそれで町民は納得できますかということ町長にお聞きしましたが、町長もただただおわびをするしかないというふうに言われましたが、これは

本当にあってはならないことであります。

これはあえて厳しく言わせていただきますが、その報告があったときにある議員からは、職員の職務怠慢ではないかというふうな本当に厳しい声も出ました。このことにつきまして町長、このたびの経緯とそれから改めて再発防止につきまして町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、水道料金貸付金等の徴収についてということで、まず前段の水道料金のことにつきまして、使用料のことにつきましてお答えをしたいと思います。

これまでも議会のほうでお答えをしたとおりでございまして、先ほど通告外ということで申し上げましたが、今後訴訟にかかわる件数であったり金額であったり、場合によっては費用であったり、必要であればまた資料のほうは提供させていただきたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

まず水道料についてお答えをしたいと思います。

時効の成立につきましては、租税であれば納期限から一定期間で自動的に時効により消滅いたしますが、水道料金等の私債権については、時効の申し立てを受けるか一定の条件を満たした上で放棄するかによって消滅することとなります。

このたびは時効期間を経過したものについて、相手方より時効の申し立てがなされたことにより放棄をすることとなりました。私債権の場合、相手方から時効の申し立てがない限りは消滅しないため徴収は可能であります。時効期間の成立以前の取り組みに不十分な点があったことが認められました。

水道使用料につきましては財産調査権がないこともございまして、これまでの徴収は悪質案件に重点を置いてまいりました。内容的には、累積の高額者、水道のみならず租税等も滞納しているものなどでございます。

このたび債権共同徴収委員会において滞納案件を検証した結果、個別や少額件数が増大していることを確認いたしました。これを踏まえ、今年度は少額案件についてきめ細やかな対応を行う方針としました。特に徴収業務の甘さが指摘されている件については、強化を図っていきたいと考えます。

指摘された以降に実施した具体的な強化方策といたしましては、催告の対象者の範囲を拡大をいたしまして、8月末に催告を実施いたしました。この効果として、これまで反応のなかった滞納者からも連絡が入るなど、一定の成果が上がっております。

また今後におきましては、次のような方策を検討させていただいてるところでございます。

一つは、水道コラムを利用した広報の実施、2つ目といたしましては、戸別訪問と電話を集中的に行う徴収週間を設ける、時期的には10月の上旬と12月の上旬を想定をしております。

3点目といたしましては、徴収停止制度あるいは裁判所を活用した支払い督促の実施や町として2回目となる訴えの提起の検討など、各制度の活用に向けた準備をさせていただくというところでございます。

これらの施策を確実に実施することによりまして、遺漏のない対応をとってまいりたいと考えてるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 先日いただきました平成29年度決算審査特別委員会の審査意見に対する町からの報告ということで、ここにも書いてございますが、「集中催告や戸別訪問を実施し、強制執行も含めた徴収強化を行うとともに、調査の結果回収困難であると判断された案件については、滞納処分の執行停止、税の即時滅失などを行うことで不良債権化を防ぎ、効率的な徴収事務を行います」というふうに町の回答が書かれてありますが、本当にここに書かれているように業務が遂行されていればこのたびのようなことは防げたのではなかったかと思えます。

また、関連ということで先ほど貸付金、支給金の回収につきましても質問しましたが、私のちょっとミスで、詳しい報告ができませんということありましたが、ここに書いてあるように決算審査委員会の中でも徴収回収業務については本当に厳しくするよというのをまいたび指摘されておりますので、二度と水道料金の私債権放棄ということがありましたが、そういうことがないように厳しい姿勢でよろしくをお願いします。

それでは、3点目です。このたび七日市スポーツ少年団の野球とバレーが全国大会に出場されました。この小さい町から県大会を勝ち抜いて全国大会出場、本当に心からおめでとうございます。

それに対しまして、実はどんな大会でも全国大会に行くときは町のほうから奨励金が出ます。このたびもちょっとこれを調べまして、私はぜひ見直してもらいたいということでこの質問をしました。

これは吉賀町奨励費支給要綱というのがありまして、平成28年4月22日吉賀町告示で第62号ということで告示されておりますが、これ条例ではありません。要綱であります。

この中で、これを見ますと全国大会に行くのに、全国大会といいましても必ず東京であるとは限りません。九州である場合もありますし沖縄である場合もありますが、いろんな全国大会、場所は東京だけではありませんが、ここの中に中国、四国、九州地区で全国大会が開催された場合は1団体5,000円に出場人員を乗じた額、つまり上限が2万5,000円、個人には5,000円しか支給されません。全国大会で中国、四国、九州地区で開催された場合は個人で5,000円、団体で上限で2万5,000円しか支給されません。その他の地区で、九州、沖縄を省く地区で全国大会が行われた場合、つまり東京も含みますが、この場合は個人で1万円、そ

してチームに上限で5万円しか支給されません。

これは、東京に行く場合は個人が行って帰っただけでも1万円ぐらいすぐかかります。この高いか低いかというのはちょっと私は比較はできませんが、私もスポーツ少年団の経験もありますが、本当に子どもたちは練習を一生懸命やって全国大会行きたいという思いで頑張っております。

特にこの吉賀町は少子高齢化で、この人数が少ない中でチームをつくって、しかもこのたびはバレーと野球が2つも同時に全国大会出場すると、しかも島根県の予選を勝ち抜いて全国大会へ出場する。これは皆さんどう思われるかわかりませんが、本当に快挙であります。

その島根県の中で勝ち抜く、全国大会の出場権をとるということは本当に至難の業であります。何年か前に吉賀高校がフットサルで全国大会行きました。ビーチバレーも行きましたが、その後なかなか全国大会に出場ということがかないません。そのぐらい県大会を勝ち抜くということは本当に至難の業であります。

そこを七日市のスポーツ少年団の皆さんは、野球とバレーが島根県の予選を勝ち抜いて全国大会に行かれたわけでありまして。それで、個別はどうかといいませんが、そのことに対しましてこの激励は私は余りにも低いんじゃないかと思えます。

これからどんどんほかの団体も全国大会に行ってもらいたいと思いますが、やはりこれは条例ではありませんので要綱なんですけど、高いか低いかというのは先ほど言いましたようにわかりませんが、私はめったにない快挙でありますのでこの要綱を見直して、ぜひ増額といたしませんか、公示になりましてまだ3年しかたっておりませんが、町長ここはぜひ後に続く子どもたちの励みになるように、また保護者の経費の軽減になるようにぜひここは、きょうこの場で変えますということとはできないと思いますが、それぞれの全国大会出場ということがありましたら個別にやはり増額なりまた検討すると思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、吉賀町激励費支給要綱の見直しについてということでお答えをしたいと思います。

激励費についてでございますが、今年度も先ほど御紹介ございましたように野球やバレーボール、それから空手などにつきましても、こうした競技で県大会を勝ち抜きまして全国大会に出場されておられます。また、テニスなどの競技でも毎年すばらしい活躍が見られ、町といたしましても大変喜ばしく元気づけられることとございます。

御質問のとおり、全国大会等へ出場した保護者の金銭的な負担は大きいものがあるというふうには認識はしております。しかし、激励費の支給は全国大会等での活躍を期待するとともに、本町のスポーツ、文化の振興と選手の育成に寄与することを目的としておりますので、本来は保護者の負担軽減のためというわけではございません。

また、県内市町村の状況を見ますと、中国大会出場で激励費を支給しているのは県内の自治体では当町と川本町のみでございます。また、全国大会出場の際の支給額についてでございますが、県内の自治体との比較の中では決して低い額ではございません。したがって、現段階では御紹介にございました要綱について検討するには至っていないという状況でございます。

先ほど申し上げました、時間がございませんので県内の状況、ちょっとあらましでございますが申し上げたいと思うんですけど、吉賀町以外の18の自治体全て調査をさせていただきました今回。せっかくの機会でございますので。

そうしましたところ、まずそもそもそうした制度がない自治体もあるということ、それから中国大会につきましては、先ほど言いましたように吉賀町と川本町だけでございまして、金額を申し上げますと吉賀町の場合ですと5,000円から2万5,000円の幅でございますが、川本町の場合は上限が1万円という状況でございます。

それから、全国大会出場の件で申し上げますと、これはやはり市部と町村では若干財政規模も違う、子どもの数も違うということでそこは御理解いただきたいと思うんですけど、吉賀町の場合ですと、個人の場合1万円から例えば上限は5万円までとこういった設定でございますが、これをほかの自治体と比較いたしますとやはり同じような状況でございます。確かに出雲市、浜田市、安来市、大田市、こうした市部においては上限額が若干大きいものもございまして、それ以外の自治体につきましてはおおむね吉賀町と同じでございまして、逆に吉賀町よりも市部であっても低かったり、町村であつたら吉賀町よりかなり低いという金額の設定もあるわけでございます。そうした状況でございますので、現時点においてその要綱の見直しをする考えには至っておりません。

それから、経済的な負担ではないということで申し上げましたが、あくまで激励費でございます。経済的な負担の部分につきましては、特に中学校の生徒さんにつきましては全国大会中体連の大会がございまして、また近々ジュニアオリンピックに出られる生徒さんが2名いらっしゃるということでございまして、その方も含めこれまで学校の行事、いわゆる中学校の行事として出られるものにつきましては、激励金とは別に町の中体連を通して、学校を通して御本人さんのほうには補助金という形でいわゆる遠征費の助成をさせていただいておるところでございます。その点をつけ加えさせていただきたいということでございます。

ただお話にもありましたスポーツ少年団といいますのは、学校のいわゆる教育外のところでございますので、なかなか今申し上げましたように、同じ中学生であっても学校の行事の部分で行く部分と、例えばスポ少とかそうしたところで行く部分については幾らかやはり線引きをしなければならぬ部分があるかと思っております。その点は御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今町長の答弁を聞きまして、他町村と県内のいろんな比べてなかなか吉賀町は中でも恵まれているというのをお聞きしました。私が言いたいのは、少子高齢化の中で吉賀町内の子どもたちが頑張って、予選なしで行けるような大会であったらいいんですけど島根県内、松江とか出雲とかそういう大きい都市のチームを相手にして予選を勝ち抜いて全国大会に行くということは、小学校、中学校、スポ少、高校、いろいろありますが、本当に快挙、すばらしいことだと思いますので、ぜひそのためにも少しでも報いることができるといことで質問させていただきました。七日市スポーツ少年団が頑張っているということを申し上げただけでも、私は皆さんに理解をしていただいたと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、3番、桜下議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

8番目の通告者、1番、松蔭議員の発言を許します。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 2点ほど通告してあります。

まず1点目はいつも聞くんですが、産業振興はどのぐらい進んでるか、その現状はどうなってるか。いつも言われるラッキョウ、サフラン、お茶、これのブランド化の販売はどのようになっているか、またこれ以外の振興策はないのか、それと地域商社、これ再々出ておりますけど、地域商社の設立、これも聞いたわけですけど要するにその商社の機能というのはどういうものなのか、これよくわからない。わかったようでわからない。

といいますのは、町民の皆さんが地域商社地域商社どういうふうにものをやるのか。これ先般の説明では今年度、31年、32年度、この前町長の施政方針のなかにありましたが、だからこのときは平成32年度中に設立、32年というと来年か、来年度に設立して33年度から事業運営を開始するというふうはこの予定ではなっておりますが、要するに令和2年、来年度に設立して令和3年度から事業の展開するというふうに予定ではなるとは思うんですけど、その辺進んでおるかと思うんですが、要するにその機能というのを町民の皆さんによくわかってもらわないと、これがいざ運営する段階になってこうだといってもやっぱり準備、町民の皆さんがああそういうもんか、そんならそれへ向けて自分たちもやっつこうというふうになると思うんで、その辺をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、松蔭議員の1点目でございます。産業振興の進捗状況を問うということについてお答えしたいと思います。

まずブランド化の現状についてでございます。米に関してでございますが、ブランド化事業を始めて今年度で5年目を迎えるわけでございます。今年度も引き続きモデル圃場を設置いたしまして、土壌に不足している鉄を初めとする微量元素を投入する施肥設計での試験栽培を行っています。

また、米・食味分析鑑定コンクール、お米日本一コンテストへ出品する吉賀町選抜も引き続き実施をいたします。

販路開拓の取り組みといたしましては、引き続きモデル圃場のお米を東京の米穀店へ試験販売を行います。東京での米の販売については、きぬむすめの引き合いが強く、今後きぬむすめを中心に東京での販路拡大も見込まれますが、運搬コストの高騰もあるわけでございます。今後の進め方について検討しているような段階でございます。

次に、有機茶に関してでございます。このことにつきましては、煎茶、紅茶、ほうじ茶、玄米茶、まめ番茶、こうしたものを販売しておりましたが、今年度は霜の被害が大きかったため紅茶の販売が主になっているのが現状でございます。

紅茶は発酵させてつくるため、多少霜の被害があっても製造することができます。前年度分の販売でも紅茶の注文は多くありませんでしたので、需要はかなりあるというふうに思っているところでございます。

続きまして、サフランについてでございます。これに関しましては、農家の方に試験栽培の御協力をいただいております。今年度も新たに農家の方に協力をいただき、数量をふやしてまいります。

販売については、萩・石見空港、にほんばし島根館に袋入りの商品として販売をしております。大田市の飲食店にも卸してるところでございまして、料理に使用していただいているという状況でもございます。前年度分は半年くらいで全て売れてしまっておりまして、今年度の収穫の問い合わせも既に来ているような状況でございます。

最後にラッキョウについてでございます。ラッキョウに関しましては、今年度は吉賀町農業公社に農家の募集をお願いし、3名の方に植え付けを依頼したところです。来年度も引き続き栽培に協力していただける方を募集し、ラッキョウの生産拡大を進めていきたいと考えているところでございます。

また、販売に関しては農業公社、これ六日市加工所のラッキョウ漬けとして販売をしております。30年度収穫分も在庫がなくなるような状況でございます。

調整作業に関しましては、今年度は障がい者就労継続支援事業所のアスノワに依頼をしております。来年度以降の出荷、調整については、アスノワ、農業公社、農家と相談しながら検討していきたいと思っております。

次に、地域商社の設立について回答させていただきたいと思っております。

昨日もほかの議員からの御質問ございましたので、御答弁が重複することになるわけですが、3月末に包括連携協定を結びました株式会社丹後王国から専任の社員が6月より吉賀町に滞在し、職場は産業課でございますが、地域商社設立の準備室の職員と設立に向けた計画策定を進めているところでございます。

また、町の顧問になっていただいております皇學館大学の千田先生、こちらからも定期的にアドバイスをいただいているところでございます。どのような組織で何の事業を行っていくのか、全体の構想について現在鋭意検討を進めている段階でございます。

申し上げましたように、12月の定例会の前段の全員協議会のほうで地域商社全体の概要を御説明をさせていただき今準備をしているところでございますので、今しばらくお待ちをいただきたいと思っております。

それから、先ほどのブランド化の中でいわゆるお米、お茶、サフラン、ラッキョウ以外ほかの産品はないのかというお問い合わせもございますが、現段階では先ほど申し上げました作物以外に想定しておるものはないということをお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 去年の定例会にやっぱ同じことを聞いとるんです。全く同じです。それ何でしつこいのもないかな、聞くかということは、やっぱし町長がそういうふうにも町の産業についてかなり熱意を持っておられるということですから、どこまで進んでるのか、繰り返しではだめなんでやっぱり町長は熱意を持っておられるんですが、実際にやられるのは職員の方ですね。職員の方がやっぱり本気にやっておられると思うんですけど、要するにお役人的にこれだけやった、やったやっただで済んだんではだめな。前進んでいかないと産業振興にはならないと私は思うわけでございます。それで、どの段階までいっとるかというのを聞くわけなんです。

ということで、それで終わりじゃありません。私、今さっき4品目でそれ以外はないかというのを聞いたのは、これなかなか農産物ですからね、時間がかかるということで、即、金になる、簡単に言ったらそういうものはないかということはこの前も聞いたんですが、要するに何かを開発してそしてそれを独特のものをつくってという意味なんですけど、なかなか何かを開発するというのは大変なことなんです。

要するにフロンティア精神、フロンティアスピリットというんですかね、以前からそういうことを人類ずっとやってきたわけですね。それでいろいろなものが発展して、発見、発展ですね。

今のアメリカも200、いやもっと前かなコロンブスが東へ行けば、大西洋を東へずっと行ったら黄金の国ジパング、要するに日本を何か黄金の国というふうな宣伝、ヨーロッパでね、これはマルコポーロが東方見聞録で書かれとるという話ですが、それを目指していった。黄金の国に行ったらどうする気か。

ところが、行くところに、もちろん地図はなかった、アメリカはなかった。ところがこれ、何か大きな大陸があるということで渡ってみたらこれがアメリカ大陸。それでそこへイギリスからどんどん移住してきたわけですね。これは私言わなくても皆さんおわかりと思うんですが、それで結局その大陸を開拓してアメリカという国をつくって、それで開拓された人はイギリスから独立して、独立戦争までしてアメリカという国をつくった。

ただ、その過程でいろいろ問題があると思います今考えたら。原住民を排除して、原住民そこにおった人やたちゅうことでいろいろ問題があると思いますが、要するに開拓するということは大変ですけど夢と希望を持ってやると。これちょっと話が大きいんですけど、今私たちがそういう開拓者精神を持って新しいものをつくっていくというのが必要かと思って、それで今この4品目以外にもないかというのをお聞きしたわけですが、ないということなんで、それでこれとにかつくって売るというふうなことが今産業振興、そのつくったばかりじゃなくて売るということが、それ売する方法というのはブランド化ということで、ブランドというのは昨日もあったんですけど何か形がないものということだったんですが売り方、私思うんですがその売り方を、今よくテレビなんかでもコマーシャル、宣伝、これ例えばコマーシャルすると大変なことになるかと思うんですけど、町出身の有名な方がいらっしゃる。その人に吉賀町の米を食べるところをテレビで映してもらって、あの人吉賀町の米を、というふうになるかと思うんで、米というのはもう何百種類もあってなかなかそのブランド化して、やり方がいけんぢゅじゃないんですよ、それ確かにいいものできとるわけなんじゃけどそれだけじゃなかなか売れないと思うんです。

だから売する方法は、その有名な方、名前言うちやいけんのかな、とにかく食べて、おいしい、吉賀町の米を食べてみにやいけんという人が出てくる可能性もあるわけなんです。だから、その売する方法も考えていかにやいけんかと思うわけでございます。

それでね、これはちょっと通告にはないんですが、昨年ドローンのことをちょっと聞いたときに、ことしドローンを購入するということでこれ有害鳥獣に使われるということですが、ドローン買われたんですかね、ちょっと買われたかどうか。購入されたかどうかちょっと。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 端的に申し上げてドローンのことまず申し上げますけど、ドローンは今購入に向けて手続を進めているところでございます。

それから、前段のところもちょっとお答えをせんといけんかなと思っておりまして、一生懸命

メモをしておったとこなんですけど、その他作物が先ほど私の答弁で現段階ではないというお答えをさせていただきました。

むしろ、ないという言い方よりも今ある米であったりそれからサフランであったり有機茶であったり、そちらのほうを今しっかりやりたいんだという思いで申し上げたつもりでございます。

ですから、それ以外の作物等でいわゆるブランド化できるものがあるということであれば、まさにこれから議員言われるような開発精神を持ってしっかり取り組んでいかなければならないんだらうと思います。

それから、本当にブランド化というのは難しゅうございまして、今回配付させていただきました昨年度の事務報告書の中にも、またゆっくりごらんをいただきたいと思うんですが、116ページ、117ページのところありますのでお目通しをいただいたらと思うんですが、産業課のほうもいろいろなことに今取り組んでおります。なかなかそれが形にあらわれていない部分もあったりして届いてない部分あるかと思うんですが、特に米と有機茶のブランドにつきましては非常に一生懸命取り組んでいただいてまして、ブランド化も今米のほうは5年目を迎えたということで申し上げましたけど、これまで本当に販路の開拓もそうでございます。東京のお話もさせていただきましたが、そうはいつでも近くに関西、それから広島、それから九州あるわけでございますので、そちらもやっぱり視野に入れなければならないということと、それから試験圃場も今御協力をいただいて、町内で36カ所のモデル圃場をしております。

それから、数年前からああして米の食味分析鑑定コンクール、それから静岡でありますお米日本一コンテストにも出品をさせていただいたということでございまして、特に米の食味分析鑑定コンクールはもうすばらしい賞を連続でとられたり、それからほかの方も立派な賞を受賞されたりということで、非常に今成果が上がっているんだらうと思います。

特に、吉賀町の選抜米をつくってそれを全国、国際コンクールのほうへ送り出すという、今そうしたシステムで、今年度も今広報で今年度の選抜米の選定に入るという周知もさせていただいております。非常に皆さんがお互いのその技といいますか、競い合ってぜひそうしたコンクールに出品できるようなお米をつくりたいということで頑張ってるということで、私は非常に歓迎すべきところだと思います。

それから、私もことし参加させていただきましたが、町のほうでお米のブランド化の推進大会をそちらの基幹集落センターのほうで開催をさせていただいたり、非常に今お米については一生懸命取り組んでいただいていると思います。

それからお茶のほうも非常に、例の白谷の有機茶園のところを進めておりましたけど、面積は非常に狭いんですけどそれを再生をさせていただいたり、先ほど申し上げましたように特に紅茶が好評だということで、店舗で販売をしても非常に人気が高いということでございますので、そ

ういったことにも取り組んでいかなければならないんだろうと思います。

それから、売り方のお話がありました。有名な方を使ってということがありました。私、それも非常に素晴らしい手法だろうと思います。まだ形にはなっておりませんが、担当課のほうには、例えば町御出身の方であったり、この町にゆかりのある方をぜひ御協力をいただいて町の広報大使、アンバサダーになっていただいて、その方にお茶を飲んでいただいたりお米を食べていただいたりご飯を、そうすることによって随分町のイメージも上がりますし、ブランドというその形もできてくるんだろうと思いますから、そうしたいろいろな方面で取り組みをさせていただいて、最終的に吉賀町のブランド化に向けて取り組んでいきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） ドローンのことは突然言ったわけですけども、ドローン買われたら町民の皆さんにぜひお披露目してください。こんなもんですよというのをしてください。

それから、今売り方についてコマーシャルの話言いましたが、実は私十七、八年前にあのころの六日市商工会の事務局長で入ったころに、グラントワ、あそこをつくる最中やった。そのとき、益田周辺の町村のいろいろ意見を聞くということで、月一遍そこで澄川喜一先生がもう館長になるということで、先生とも再々懇談してそのときに、これ先生言われたんじゃからそのまま「あのう松蔭、わしを利用せい、それでのう、六日市町のためやったらわしは何でもするけえ利用せよ」というふうに言うてくださった。

それでちょっと今話したわけなんで、せっかく言うてもらおうんじやったら、それは本人が言われたら利用、こちらから言えばそうなんです、そういう方法もぜひやってもらいたい。

それから、先ほど職員のことと言うんですがサフランがね、私も経験があるんですけどせっかくつくって、本当あれは芽を摘むんですが、それがいざ出したらだめだと言われた。何でだめかちゅったら中に、本当顕微鏡といかんでも30倍、20倍ぐらいのルーペで見にゃわからんぐらいのごみが入ると。ごみが入るわけがないがということでしたんじやけど、恐らく何とは特定してもらえなかったんじやけど、毛ちゅうか草の毛それが一緒に入ったんじやなかろうかということでこれはだめだと言われたんで、そのまま今でもあるわけじやけど、せっかくつくったもんが例えば2級品とか3級品とか何か販売方法はないかと思ったんじやけど、お前やれと言われても私はそのサフラン、料理に使われるちゅんで料理にいろいろこう、料理店にも聞いたんですが具体的な話はできなかった。

それで、いろいろな情報を職員の方は持つておられるんで、例えば2級品でも3級品でも、もうせっかくつくったのぼいされたんじやなかなかそういう意欲沸かない。全て、ラッキョウにしても、米はそんなことはないと思うんですけどそういうふうなことをやってもらいたいということでございます。

せていただきましたけど、それからなかなか興味を持たれる方はたくさんいらっしゃいましたけど、じゃあそれを自分でやってみようとか手がけてみようとかそうした方がまだ実際のところまだいらっしゃらない、少し残念な思いがありますけど、いずれにしても新しいものを挑戦をするということは行政だけじゃなくして皆さんお持ちだと思いますので、御支援ができるのであれば行政としてもしっかり支援をさせていただきたいなと思います。

その話を聞きながら私ふと頭をよぎったのは、先日亡くなられましたが浜田市の名誉市民であります佐々木正さん、この方はこの吉賀町にゆかりがある方でございまして、シャープの副社長を最後に御勇退された、前身の早川電機のとときに電子計算機をつくられた方です。そんな方もゆかりの方がいらっしゃるわけですから、まさにそのフロンティア精神といいますか、新しいものを本当に挑戦していくんだという思いをやはり小さいときから、子どものころから植えつけていくというのが非常に大事だと思います。

その一つの例が、今座談会でも御紹介させていただいてますけど、昨年初めてでございましたが吉賀町御出身の水彩画の伊藤博子先生の作品展をさせていただいた。その作品ができる過程を小学校の子どもさんに実際会場来ていただいて、先生が描くところをつぶさに見ていただく、実演をしていただいた。本当に子供さん興味を持たれて、非常に目を輝かせておられました。まさにそういうことが必要なんだろうと思います。

ですから、情操教育というほかの議員さんからの以前お話もございましたが、まさにそうしたことを今から、将来この町を担う子どもさんたちに小さいときからそうした場、場所、環境をつくっていきというのもやはり行政、教育と含めてでございまして、責任ではないかというふうに感じてるところでございまして。

○議長（安永 友行君） 1 番、松蔭議員。

○議員（1 番 松蔭 茂君） 夢と希望を持ってフロンティアスピリット、そういうことでよろしく。

次の質問でございまして、吉賀町の現在の人口ということでございまして、今外国人労働者の方がふえているように思われます。先般も、今200人ぐらいというのをお聞きしたんですが、これが大体どのくらいかという、2年ぐらいからどういうふうに変わってきたか。人口がですよ。今の外国人の方を含めて。

それから、外国人の方だけやないけど、これ企業に努めておられるですねほとんどが。それで、今までもいろいろ問題があった住宅、住むところ。これ町として、今は空き家バンクとか何とかちゅうものがあるんだけど、町としてのその住宅、アパート類をつくられる気持ちがおありかどうか。これもちょっと話聞いたような気がするんですけど、ちょっと改めてそれをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして吉賀町の現在の人口はということについてお答えをしたいと思います。

まず、外国人労働者の人口動態の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

役場で把握をしておりますのは、転入転出時の届による異動でございますが、職種までの把握はしていません。大半は地元企業に就労する関係者かと思いますが、近年は六日市学園への留学生も含まれていることを申し添えておきたいと思います。

それでは、御質問の外国人の過去2年間の動向でございますが、住民登録の数値で申し上げたいと思います。

平成28年度3月末の現在、要するに平成29年3月31日でございますが、このときの吉賀町の総人口は6,306人で、そのうち外国人の方が121人、平成29年度末現在、したがいまして平成30年3月31日の総人口は6,286人、このうち外国人の方は126人、さらに平成30年度末現在、したがいまして平成31年、本年の3月31日でございますが、総人口は6,218人でうち外国人は158人という状況でございます。外国人の人口は、29年度1年間で5人の増加、平成30年度は32人の増加となっております。

ちなみに本年4月末の外国人の人口は191人でありましたので、この1カ月で33人の増加でございました。これは六日市学園の生徒に起因するものと考えられます。直近で申し上げますと、これはきのうも申し上げましたが、8月末の外国人人口は208人となっております。総人口では、29年度から30年度の2年間で88人の減少となっておりますので、人口減少率で申し上げますと、若干ではございますが緩やかめになったということをお願いしているところでございます。

このように、外国人の増加する傾向が続いております。本年出入国管理及び難民認定法等の改正も行われましたので、その流れはこれからも顕著になると予想しているところでございます。

こうした中、今後一層増加が予想されます外国人も含め、町内企業で働く皆さんの住居の確保は喫緊の課題となっております。しかしながら、新たに住宅やアパートの建設を町として行うということは、すぐさまということで申し上げますと、非常に難しい問題ではないかというふうを考えております。

これまで民間賃貸住宅の建設補助や、あるいは空き家改修の補助を使った、民間による整備もありますし、そのことにこれからも期待を寄せていきたいというふうを考えております。

また、既存の町営住宅におきましても、条件が整えば外国人の方も入居が可能となりますので、募集する町営住宅情報にもぜひとも注意をしておいていただきたいと思いますというふうを考えているところでございます。

なお、住宅対策の一助といたしまして、現在役場におきましては町営住宅の入居の際の保証人

の立て方につきまして検討を行っております。少しでも入居要件が緩和されることによりまして入居が可能となり、従業員の確保のお役に立てるようにさらに検討を深めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） この毎月送られてる町広報よしか、これに人口のこれ毎月出ておりますね。大体これで今まで2年も3年も、さっき言った3年ぐらい前は二千五、六百人がずっと、最近は2,000今のようになったと。

それで、人口が減るのは全国的なことですが、人口増というのは今、外国人の方が入ってこられるということで増加するということで、それ以外の場合自然減少、自然に下がっていくという自然減だと思うんですが、やはりそれはしようがないんだということじゃなしに人口をふやす、やっておられるとは思いますがそれもぜひ考えて、さっきのフロンティア精神じゃないけど何か出ないかと、減るのはしようがないじゃなしにもうちょっとこう上向きに見て何かないかというのを、やっぱりアイデアでやってもらったと思うんですが、この外国人の方はせっかく今ふえておるし、それから入ってこられるんで、この方々を活用、要するにせっかくここに住んでおられるんで、例えば語学、ベトナム語をちょっと勉強してみようかとか、中国語とか、そういう方もおるかと思うんでね。

小学校中学校、あれは今英語はやっておるんですが、今から発展する東南アジア、東アジア、これらも今から発展するいっぱいある。そうすつとね、そういう語学を勉強、ちょうどいい機会じゃないかと。正式にというんじゃなしに、何かの交流でやっていけば、よその国の言葉を覚えるのも一つの、今から先の、それからそれぞれ皆さんの生活も広がる。

以前ね、また古い話じゃけど、アメリカとの戦争のときに英語は敵性語やから日本じゃ使っちゃいけないという、野球なんかでもストライク、ボールはよし1本、だめ、こういうふうな表現じゃなきゃいけないでこと、笑い話のような、実際本気でそうだった。

要するに英語使っちゃだめだというようなことがあったんで、それで逆にアメリカのほうでは日本語を随分勉強して、随分かどうかやったからいろいろな情報が簡単に漏れよったんじゃないけど、あれと同じようにやっぱりよその国の言葉も勉強していけばまた違う面が出てくるかと思うんですが、その活用という言い方いけんかどうかわかりませんが、要するに何かせっかく人材、人が来られるんじゃから、そういうことをちょっと町長考えられませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 外国人さんの状況は先ほど申し上げたとおりでございまして、平成29年度それから30年度は人口比率が約2%前後でございましたが、今年度入りまして特に

4月からはそれが3%に一気に上がってます。

以前もお話したことがあると思いますが、これまで人口比率が島根県で一番高かったのは出雲市でございますけど、私も手持ちの資料担当課からいろいろいただいた数値を見ますと、恐らくこの4月の段階で出雲市と吉賀町が逆転をして、今吉賀町が19の自治体の中で人口比率は間違いなく県内で一番だろうと私は思ってます。実数でも、先ほど申し上げました200人を超えるような状態でございますから、人口が非常に膨らんでというのは私は歓迎すべきところでございますし、町民の一人でございますし、それから企業にとっては貴重な従業員のお一人でございますから、やはりその地域でしっかり受け入れをしていくということが大事だろうというふうに思っています。

それで、そうした方を活用するというお話がございましたが、ひとつやっぱり語学であったりそれから文化の面であったりいろんなところでやはり共有する部分があると思いますから、今からその担当課のほうでいわゆる翻訳機の貸付を始めますし、それからまもなくごみの出し方のことも英語とそれから中国語とベトナム語ですか、そうしたものを準備をさせていただきますが、もうひとつ考えれば地域の方と一緒に交流事業させていただくというのもソフト事業の部分では必要かなと思ってます。まさに多文化共生の時代ですから、そうしたこともしっかり考えていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 外国の方との交流というのはぜひ進めていくべきかと思っております。もちろん言葉の違いということで、これはまあお互いに勉強し合えば通じるようになる。

それから、さっき言われたように文化の違い、これももともと日本も縄文時代からずっと来る間に文化はあちらから、ヨーロッパのほうからずっと、シルクロードを通して入ってきた。だから、文化的にも先進国、先輩、こちらのアジアのほうも、だからそういうことも勉強しながらやっていけたら面白いんじゃないかと。

それで、外国人の方がここはええとこだと、吉賀町はいいとこだというふうに感じられると、もちろん国のほうへもそういう情報は入ると思うんで、外国の方が吉賀町はいいとこだということが感じられるということは、よそからも国内の方もやっぱり入られる、ええとこ、ああそうかということになると思うんで、とにかく仲良くお互いに交流してというのをぜひやっていくべきかと思っております。

長くなるので、もういいかいな。終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、1番、松蔭議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時55分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

9番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それでは、本日1問ほど通告しておりますので質問いたします。

題は環境美化を図るための施策をということでございます。

環境美化といいます、特にプラスチックごみについての質問をさせていただきたいと思えます。

当町は、1級河川高津川の源流地として知られており、清流日本一という名誉をいただいております。きのう10番議員も言っておられましたけれども、吉賀高校によるキャッチコピーということで、水とすむまち吉賀町ということが、水をメインとしたすばらしいロゴマークを作成されておられます。そういった中で現実はどうでしょうか。

私は、年に1回ですが、6月に高津川漁協主催の清掃ボランティアに毎年参加させていただいております。しかし、毎年レジ袋、ペットボトル、空き缶、農業用資材、肥料袋等でございますが、10人ぐらいでこの川の中を歩くわけですが、軽トラックいっぱいになります。

現在、国内では900万トンのプラスチックごみが出ているそうです。そのうち、400万トンが包装容器やペットボトル、レジ袋といった使い捨てプラスチックであると言われております。そのうち、再生されてプラスチックになるのは4分の1程度ということだそうでございます。

特に、家庭からの一般廃棄物の約8割を占めているとのことです。環境省も、使い捨てプラスチックの削減目標を2030年には25%削減とか、2020年にはレジ袋の有料化の義務づけを考えているとのことでございますが、これはまだ紆余曲折があるかもわかりませんが、現在集荷したプラスチックごみはアジア諸国へ輸出していますが、今後はもう受け入れられないというような報道がなされております。

では、どうすればよいか。一番よいのはプラスチックがなければよいと思えますが、そうはいきません。レジ袋を使わずにマイバッグの使用、または有料化をして使用を少なくすることだと考えます。現在もマイバッグ等かなり使われる方がおられますけれども、まだまだ少ないようでございます。

また、ペットボトル、空き缶などを川などにポイ捨てをしないこと、川に捨てなくても風等で川に入り、海に流れ込みマイクロプラスチックとなり、魚を通して人体に入り悪影響を及ぼすことになると言われております。そうしたことから、住民のモラル向上で環境美化を図るため、町で条例、法律を抜粋したようなものでよろしいかと思えますが、でも作成したらと考えております。

例えば、空き缶等ポイ捨て禁止、誰も経験したことがあると思われませんが、道路脇、水田、畑など、ところ構わずポイ捨てがあります。第一投げられると、作業中でありまして特に危険であろうというふうに思います。

現在の法律では道路交通法第76条の4項の第5号で、道路における禁止行為でこういうふうなポイ捨て等を行うと5万円以下の罰金ということになっております。例えば、歩いていて空き缶とか何かを投げるといことは、これは廃棄物処理法にて罰せられるというふうなことになっております。

それと、環境美化ということで廃棄物処理法で廃棄物の焼却禁止というのがあります。これは野焼禁止のことをございますが、廃棄物処理法第16条の2に何人も次に掲げる方法による場合を除き廃棄物を焼却してはならないとあります。焼却した場合には1,000万円以下の罰金もしくは5年以下の懲役とあります。このようにれっきとした法律があるわけですが、なかなか守られていないのが現状だろうと思います。

最近、以前からですが、税務住民課が再三告知端末等を使いながら町民に注意勧告を行っておられます。なかなか皆さんも聞いておられるのか、わかっている焼却しているのかわかりませんが、たんに放送するんで焼かれる方が大勢おるのかなというふうに思っております。

この焼くのが、大変においもしますし目にもしみみますけど、もう少しこの法令がわかるようなチラシをつくったらいいんじゃないかなというふうに思っております。町長には、参考資料として吉賀町というかこれは六日市分遣所、あるいは益田広域のほうから、火災と紛らわしい行為というのと野焼についてというのが、広域消防六日市分遣所を出しておられますが、このように書いてあります。

このチラシが廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、野焼は一部の例外を除き禁止されていますという、一部の例外とは焼いてもええちゅことですが、川掃除とか道の掃除で出た草木の焼却とか、どんど焼きなどの行事を行うための焼却、暖をとるためのたき火等が5つぐらい書いてあります。

野焼をする場合に、消防署へ届け出をするわけですが、これは野焼を許可するのではなく消防機関が実施状況を把握するための届け出ということで、例えば私の家が無許可で火をたいておることになった場合に、火事ではないかというような通報があった場合には、消防署で言えばこの許可があれば、いやこれはこういうふうなことで焼いておるといようなことがわかるようにするための届け出であるというふうにいわれております。

注意事項として、この吉賀町の分遣所のパンフレットには、煙などで交通の妨げや付近住民に迷惑がかからないように行ってください。実施は日の出から日没までの間に行う、消火器や水バケツなどの消火用具を準備してくださいとかいうことがいろいろ書かれております。

もう一方の、これはインターネットのほうであったわけですが、廃棄物の焼却禁止ということを書いてあります。これは、中身は同じようなことが書いてあるわけですが、もう少し、先ほど言ったようにこの野焼のやってもいいよというその条件ではなしに、前提が野焼の禁止ということが主に書いてあります。これは廃棄物の燃焼、野焼行為は禁止されておりますということで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ということで第16条の2ということで、何人も次に掲げる方法で廃棄物を焼却してはならないと。

公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として、政令で定めるものというようなことが書いてあるわけですが、免除規定も書いてありますけどこの大阪市の場合で見ると、法律が、第25条に5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれに併科するというようなことが掲げてあります。

どっちかという、もうこれを見たらごみを焼くにしてもペットボトル放るにしてもなかなか、焼きにくいというような法律でちょっと締めてあるような書き方がしてあります。

私が言いたいのは、結局今吉賀町にあるこういうふうなごみの焼却禁止のパンフレットのようなものでももう少し、変な言い方ですけどおどしのきいたようなチラシも必要じゃないんだろうかということを提案しておるわけです。

このことは大きなことでございますので、以上のようなことで町民のモラル、大きく言いました国民のモラルということになると思います。この辺でそういうことをチラシのようなものをつくったらどうだろうかということを1問目に質問、後で一緒に質問は答えていただきたいと思います。お考えを伺いたいと思います。

それから次に、産業廃棄物になると思われませんが、農業用資材の廃棄プラスチックについてお伺いいたします。

現在、農業用の廃棄のプラスチックですね、JAが回収作業を行っておりますが、町内で30年度は8,300キログラムJAのほうが集荷しております。29年度は5,400キロ、28年度は1万895キロ、約10トンの回収を行っております。回収プランのこれもJAのほうから資料をいただきましたが、そのように農家からもかなりの産業廃棄物が出ております。

回収金額ですが、28年度当初は1キロが40円の単価でございました。29年度からは1キログラム当たりが70円となっております。農業生産者は安い農産物、主に米であるかと思いますが、農産物にしても安い農産物に加えて高価な代償となっております。これについて、行政として補助金を出すということにはならないかということをお伺いいたします。

例えば、農家の負担がふえてくると倉庫にその肥料袋にしても、資材の要らなくなったビニールを積むこともあるかと思えます。また、野積みにして山に置いておくとか、庭先に置くにして

も野積みが増加して環境問題がますます深刻になりかねませんが、この辺のことにつきましての町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の環境美化を図るための施策をとということでお答えをしたいと思います。まずは貴重な資料の御提供をいただき、本当にありがとうございます。

地域の環境美化活動につきましては、自治会が中心となり多くの地域で地域住民の方々に実施していただいております。集められたごみを見ますと、さまざまな地域で缶や瓶、プラスチックごみ等が投棄されていることがわかるわけでございます。非常に遺憾ではありますが、これは一部の方のポイ捨て行為によるものであると考えられます。清流高津川を誇る本町では、環境対策の取り組みは非常に重要であると認識してるところでございます。

まずポイ捨て対策についてお答えをしたいと思います。

ごみのポイ捨ては、少量であっても不法投棄と同じ法律違反です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律や軽犯罪法、道路交通法、河川法施行令等のさまざまな法令により禁止されているわけでございますが、依然として減らないのは一人一人のモラルの低下であると考えております。条例を制定し罰則規定を設けても、収支や運用の徹底に係る人的あるいは物的負担は非常に大きいという課題があるのも現実でございます。

一方、御指摘があったように国は2020年、来年の4月1日からレジ袋の有料化を義務づける方針を示しており、スーパーやコンビニなどで買い物客への無料配付が禁止をされます。これにより、プラスチックごみの削減が期待されますが、より一層効果を上げるためにはやはりマイバッグの利用促進が必要不可欠でございます。

ほかの先進自治体の取り組みを参考にさせていただきまして、ポイ捨てに関する意識啓発やマイバッグの普及啓発の取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、野焼に関する町民への周知についてでございますが、各御家庭に全戸配付しておりますごみの分別大図鑑というものがございまして、こうしたものや町のホームページで周知しているところでございます。

個別具体的に町へ苦情が寄せられた場合は、個人指導やケーブルテレビによる音声放送を行っております。町民の方に対して、引き続き適切な情報提供や注意喚起に努めてまいりたいと思います。

特に、御指摘のありました周知用のチラシの件についてでございますが、大阪市の案件も今回提供していただいております。法令の内容は、直接的にやはり皆さんに目に入る、視覚に入る、認識をしていただける、こうした文面等これぜひとも検討させていただきたいなと思っております。

最後に、農業を営む上で排出をされます産業廃棄物の処理についてでございます。

産業廃棄物の処理責任は当然排出者にありまして、これを適正に処理しなければなりません。農業のみならず、ほかの産業においても産業廃棄物は発生しており、それぞれの事業所等において処理を行っていただいているところがございます。

農家の産廃処理費用の負担は少なくないということは重々承知していただいておりますが、ほかの産業に従事していらっしゃる方とも均衡を失することはできないという状況もございますので、現時点において御提案のありましたような処理費用への補助については考えていないということをおし添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、私のほうで申しました広域消防、あるいは他県のチラシについて、町長のほうからまた参考にしていいものができればというような返答をいただきまして、大変喜んでおります。

できるだけ町民に、最初に言いましたようにおどしではないですが、やはり六日市駐在所のほうに行ってもこのことについてお話ししましたが、ごみの焼却、津和野警察も最低、初犯ぐらいでいくと30万円ぐらいの罰金だろうと、それが何回もいくと今言うような1,000万円以下の罰金とか、大きなものになると3億円とかいうような罰金制度もあるそうでございますので、町民の方がやはり個人個人が気をつけていただけるようなチラシ、ある程度こんなことをしたら罰金30万円も要るんかと、懲役もあるんかというようなものをやはり入れていただくと大変、それがおどしでやめるようなことじゃいけないのですが、モラルと思っております。

それと、今の瓶と缶の投げ捨てにつきましても、これ町内の方にはある程度のチラシとあれはできるかもしれませんが、車から投げられるのもなかなか捕まえることができないということで、先日六日市駐在所のほうで伺いましたところ、今まで缶のポイ捨てを捕まえたことは全国でもないんじゃないかなというようなお話をされましたが、私ちょっと調べてみますと、名古屋だったかな、ことしにポイ捨てで捕まって罰金を払われたというのが載っておりましたので、やはり警察の方がおられて缶のポイ捨てでも5万円の罰金払うというような事例もあったようなことがネットのほうに載っておりましたので、そういうふうなこともできれば載せていただきたいと思います。

それと、もう1点言いました産業廃棄物、実際今すぐにJAに出す農業用のプラスチック、町長言われるようにほかの産業との関連もあるかと思っておりますが、特に私が今ここで質問いたしましたように安い農産物を生産しておられる。私もちょっと柿木の方に、柿木の方は有機農業だから余り肥料なんか使わんから肥料袋でも出んでしょうねと言うたら、いやそんなことはありませんと、畑でもしっかりシートを敷いたり、あの量が莫大になって大変なんですよというようなこともお話を聞きましたので、大変負担がかかっておられると思っております。早急な対応は無理かもわかり

ませんが、その辺のことを今後検討いただくようお願いをしておきたいと思います。

私の質問は以上でございます。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前11時29分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

10番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は3点通告をしてありますので、第1点目なんですけども、自主財源の確保対策についてという質問なんですけども、先般の臨時会でも私債権の放棄ということが、けさほどにも3番議員のほうからありましたけど、担当課の説明でも水道課のほうでもほかに300件を上回るような滞納があるというような説明も報告もありましたけども、早速町のほうは徴収審査会議をして今後の対策を講じるという説明ではありましたが、まずは町代表として町長、具体的な対策を説明してほしいわけなんですけども、先般9月3日に出されましたこの報告で、昨年度ではありますけども議会の決算委員会ですねそれと監査委員、例年のごとく毎年同じような指摘があるわけなんですけども、そうした中で町長が決算特別委員会に対する報告というものがあるんですけれども、そうした中で一般会計、特別会計、それぞれの執行された分で個別に見ましても、要するに滞納とか何ていうかそういうなものが大変に、使用料であったり税金であったり保険税であったりいろいろあるわけなんですけども、どこを見ましても努めます、今後は法令規則の規定を遵守しますとか、徴収強化に努めますというような報告書が出るわけなんですけれども、私はその努めます、こうしますというのも大変重要なことではありますけどもやはり税金というものは、使用料でも一緒ですよ、根拠に基づいたものが賦課されているわけですから、町民は当然国民の三大義務に従って納税義務というものを考えておりますから、当然払う意思はあります。あると思います。

そこで、やはり何ていいますか、しますやります、審査委員会にかけてこうしますというだけでは、前向きな検討ということには値するかもしれませんが、実際にそれを徴収する、その問題解決にはひとつもならんような気がするんですよ。そうした中で、今後同然にならない方法をとる、それは何か。

それと徴収方法ですね、過去に、覚えておられると思いますが、外部の方を徴収員に雇用して外部委託をして徴収員制度というものを設けたことがあります。それと、全期前納報奨金というものが、他の町村も随時やめられたようでありまして、私どもで言いますと主婦の立場であり

ますからいずれ払わにゃならないというものでしたら、月々積み立てをしてでも全期前納して数百円、数千円が浮くということになれば、夕食のおかず代が出たわとかそういうことで全期前納ができて、気持ち的にもいいという結果なんですよ。

そういうことを具体的に、改善策として努めますとか前向きに検討しますということではなくて、この徴収を効果を上げるためには何をどういうふうに改善していくのかということ、やはり具体策を出してそのものが効果があるかどうかということはやってみなきゃわかりませんが、過去の検証からいって多分成果があったんであろうというふうには思いますけども、その辺のところを町は、きのうの一般質問でもありましたが、三役は平均の755万円も給料あると、職員は419万円だと。ほかの嘱託職員だったら96万7,000円ぐらい。

そうすると、銀行なんかがつかまえてる数字でも可処分所得であろうと思いますけども、町民の平均は172万8,000円ですよ。県民所得はそれよりちょっと高いぐらいだと思うんですけども、そういう実態の中で今後の対策というものをもっともっと具体的にしていくにはどうしたらいいかということ、町も考えて実行しなきゃいけないと思います。

それと、もうちょっと職員もですが、法律を知らないっていうわけではありませんが、私債権とか何とか自主財源につきましては民法というものがあります。民法の724条、自治法は240の2項というのがありますよね、発生を知った日から3年間行使しない場合は時効になって消滅すると、これが709条消滅時効というものがありますよね。

当然、職員の方も町長も町民の方も御存じだとは思いますが、その辺のところ、今後非常に、交付税も1本算定になって収入は減る、いただくものは滞納がどんどんふえる。本当の自主財源てのは5億何ぼしかないんですよ町は。

それを滞納で、約私は1億円ということを使うんですが、町長はいやいや8,000何百万円、9,000万円近けりゃもう四捨五入しても1億円ということになりますよ滞納は。

そういった実態がある中で、もうちょっと危機管理意識というものを持って対応していただくなくちゃいけないと思いますし、そのことと法律、今の対策の手順といいますか手段、それともうひとつは、我々のパソコン、ソフトの話なんです、例えば売掛金をつくる、例えば何年度に幾ら売り上げましたこの方に。税金も一緒ですよ。そうすると、一度に払っていただける人、分けて払う人、滞納する人もあるかもしれません。

そうすると、パソコン上では最終年度取引が何月何日というふうになって、過ぎた年度からが累計で出るようになってるんですけども、役場の各徴収課のパソコンというかシステムですね、その辺はどういうふうになってるのかなて、あれまできちとなつとればこの前みたいなことが、10年前のやつが残ってこれが残っておりますというようなことは起きないというふうには思うんですが、システムがどうなつとるのかな、毎年毎年、新年度には何百万円とか何千万円という

システム改修とか出ますよね、その辺でどうもちよっと理解に苦しむということなんですが、町長その辺の答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず1点目でございます。自主財源確保対策についてということでお答えをしておきたいと思えます。小さいことについてのお問い合わせもありましたので、十分なお答えになるかどうかわかりませんがよろしく願いいたします。

税や強制執行可能な債権につきましては、納期限経過後督促状を發布、いわゆる交付をいたしまして、その後相当期間を経過した滞納者には、文書、電話、あるいは訪問による催告と、居所や財産などの調査を行っております。

調査の結果、財産を発見した滞納者に対しては財産差し押さえを執行し、財産が発見できないものや生活が困難になる恐れがあるものにつきましては、滞納処分執行停止後に不納欠損を行うことで不良債権化を防いでるような状況でございます。

御指摘の先般の臨時議会で報告しました水道料金の案件でございますが、後日債権共同徴収委員会を開催いたしまして、その検証と今後の対応を協議したところでございます。

この件につきましては、先ほどのほかの議員さんの質問にお答えをしたとおりでございますが、徴収週間の設定や裁判所を活用した支払い督促の実施、あるいは徴収停止制度の検討など今後厳正な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

それから、いろいろ御紹介がございました。特に決算審査意見書、昨日監査委員のほうからも御説明なり御指摘があったところでございますが、やはりこの中にこういうふうな記載もございます。これは共通の事項のところでの指摘でございますが、税金及び使用料等の収入未済額の発生状況は、一般会計及び特別会計等の現年度及び滞納繰越分の合計が、先ほどお話がございましたように8,349万9,000円と、112万1,000円改善がされている。勤務時間外の滞納への訪問活動や、督促の実施等地道な取り組みや債権共同徴収対策委員会での情報共有、強制執行等の対策を講じているということ、しかしながら徴収率アップにはまだまだ至っていないというような記載でございます。

そして、納税の公平公正さに向けた対策の強化を図りたいと、こんな御指摘がございました。まさにそのとおりでございますが、この内容で今年度また新たに対策を強化していきたいと思っております。

それで、今回の案件もそうでございます。それから、今回のその監査委員会の指摘も含めてでございますが、職員で構成いたします委員会のほうで、これ先ほどお話がございましたように徴収方法、あるいはその手法について、さらにその効果が上がるような対策について検討をしていきたいと思っております。

それから、法令のお話がございました。当然、そのような対応をやっぱりとしていかなければいけないと思いますが、やはりその相手方のことがいろいろその御事情があったり状況がまちまちでございますので、またしかるべきときには顧問弁護士等に相談をしながら対策については対処してまいりたいというふうに思っております。

それから、最後にシステムの問題がございました。私もシステム全体がどのように集約をされたというのは承知をしておりますが、システムで集約ができずとも、先ほど言いました職員で構成する委員会のほうではいわゆる名寄せの作業、集約をするという作業するというのは間違いございませんので、そこら辺りで全庁的な全会計を通したいいわゆる滞納の状況というのは把握できる状態にあるということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町の財政のほうも、借金がこれは当然この3月の話なんですけども112億5,300万円、町民1人当たり、6,200人としましても借金が181万5,000円ぐらいあるわけですよ。

それで、基金や貯金はどうかといいますと37億2,700万円ですから、町民1人当たりが60万円未満、59万6,000円ぐらいあると。それだけ、前町長もいろいろ予算執行に苦慮されたりして血税を少しずつ貯められて、それじゃ町民が満足だったかてこういやいろいろ問題があるかもしれませんけれども、余り投資額が少なくても最大の効果が上げられる事業というのがあると思うんですよ。

何の制度の質問でも言いますが、まずはここで税金をいただくことを創意工夫をして、ぜひとも私が先ほど言いました徴収員制度がいいのかどうか、それと前納報奨がいいのかどうかその辺のところぜひとも再考していただいて、実施に向けてやってほしいと思います。

そうしないと、大変な財政が逼迫してくるということの中で、それとやはりその納税というのはいろんな所得であったりとか財産であったりとか有形のもの無形のものに対して、あったものに対して賦課されるわけですが、今度はいろんなことで稼ぐこと考えりゃいいと思うんですよ。

ふるさと納税なんかがいい例だと思うんですけども、総務省が大阪の泉佐野市でしたかね、いろいろ問題があったようではございますが、独自性を持って町は今200万円から400万円、500万円は突破してないですよ年間、ふるさと納税も。

ていうことは、本当にこの町のことに将来に使ってほしいというのが、10万円ぐらいの単位で寄附してくださる人が数名おられるということも聞きましたけれども、一般論から言いますとやはり、特に女性で私もそうなんです、控除だけでなく返礼品それを目当てにするというのが大半だろうと思うんですが、吉賀町の場合は1万円で米を5キロでしたかね、そのぐらい返礼しとるといような実態だと思うんですが、返礼しようにも商品がないというこの繰り返しであ

ろうと思いますが、あっさり米をブランド化したいどうのこうの言うんでしたら、例えばの話ですよ、1万円納税していただいたら30キロもあげたら送り賃とか何とかが大変ですが、相当キロ数を返礼するとか、そうすると農家のお米が巡回して行って農家所得も上がっていくというような巡回が起きるような気がするんですが、ほかにないから言うんですよ。米米言ってるわけなんですけど、その辺でやはり自主財源を、あるものを徴収するばかりも大切ですが、今度はふるさと納税とか何とかで増収を得るという方法論をもうちょっと真剣に工夫したほうがいいと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変前向きな御意見をいただいたと思っております。決算書にありますように、本当に基金とそれから地方債現在高、いわゆる貯金と借金の話がございましたが、本当御案内のとおりでございます。

幾分その財政指標は回復をしながらも、現状はそういった状況でございます。本当にあるべき財源をしっかりまずは確保するという意味では、滞納があってははいけません。それから、新しいやっぱり財源を見つけていくということ言えば、一つの手法はふるさと納税だろうと思います。

きのうもふるさと納税の話が一般質問でございました。ああして国がやや行き過ぎたところのある自治体に対して規制をかけるということで、指定をしないと、それから4カ月であるとか1年4カ月とか幾分その期間を定めて制限をかけて今回指定をするということで、ことしの6月1日から新たな制度がスタートいたしました。幸い吉賀町はそれには至ってないということで現状どおりでございます。裏を返せばそれだけの納税がないということなんですよね。

ですから、御案内もありましたが昨年度の決算では約460万円、通年いたしますと300万円から400万円の中ほどぐらいということで、ほかの自治体に比べるとゼロの数が、けたが一けた二けた違うという状況で本当に寂しい限りでございますが、ここはやはりいろいろなことを考えながら、ふるさと納税をしていただけるようなことを考えていかなければならないと思います。

返礼品の話がございました。先ほど言いましたように、大阪のある自治体のことから端を發して、今国では国と地方の委員会のほうへ諮問をするということで、ある意味その中の新聞何かのコメント見ますと、返礼品が今度はなくなるんじゃないかというようなことも記載をしてあるわけです。

それでいくと、ある意味ふるさと納税が平等にということもあるかも知れませんが、我々もいたしましてはそのふるさと納税の返礼品でやはりお話があったように町のPRであるとかブランド品であったり町の情報発信がしっかりできるという反面もあるわけですから、ちょっと今これ非常に気がかりなところは反面はあるんですけど、国の動向を見ながらふるさと納税でしっかり

財源が確保できるようにこれからも検討を進めていきたいと思ってるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） ぜひそう前向きに進めてくださいませ。それで1点目は終わります。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員の一般質問については3件の通告があるんですが、今1件が終わりましてちょうど12時にもなりますので、ここで途中ですが河村議員の一般質問はここで休憩を入れて、午後1時から再開をさせていただきます。休憩します。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問の10番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言が残っておりますので、続けてやっております。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 2点目の質問は、地方創生対策についてということなんですけども、今年度が最終年度となりますが、特徴を生かして自主的で持続的な社会の創生のために国を上げて一大プロジェクトと位置づけて、当町も27年度から多額の事業費を消化をいたしました。

今年度だけでも、総合戦略として当初予算で総額6億5,300万円ですが、その基本理念の実現にはほど遠い結果感というものがあるような気がするんですけども、成果、諸課題等の検証について実行しました町としては、国の思惑にただただ予算を消化したのではないかという思いはないでしょうか。結果について伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の地方創生対策についてお答えをしたいと思います。

吉賀町総合戦略は、基本理念に「子どもを育み、子どもとともに発展するまちを目指して」を掲げまして、平成27年度から令和元年度を期間として取り組んでまいりました。本年度の本町の総合戦略につきましては、当初予算で約6億5,300万円の事業費を計上し、実施中であります。

一方で、平成30年度で実施いたしました事業につきましては、今年9月に外部委員である総合戦略推進委員会を開催いたしまして総合戦略の評価を行い、議会全員協議会で報告させていただくこととしております。また、委員会での評価の内容につきまして担当部局において共有し、必要に応じて事業の見直しをしながら次年度以降に生かしてまいりたいと思っております。

成果といたしましては、指標に合計特殊出生率と社会増減を掲げ、合計特殊出生率1.86を毎年0.0166上昇、社会増減を毎年10.4人増加として取り組んでいます。

各種統計の平成30年度の確定値が公表されていないこともあり、平成29年の状況となるわけですが、合計特殊出生率が1.95、社会増減が22人増加となっているような状況でございます。

現段階での国や県の地方創生に対する方向性は次のとおりでございます。国の第1期総合戦略は今年度が最終年度であることから、まち・ひと・しごと創生基本方針2019についての中で、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が令和元年6月21日に閣議決定されています。この方針を受け、島根県においても総合計画と総合戦略を一本化した島根創生計画の策定に取り組んでおります。

第2期において、国は総合戦略の目的である人口減少克服、地方創生といった状況には至っていないことから、第1期を継続強化し、将来的な移住にもつながる関係人口の創出拡大に重点を置くなど、新たな視点を盛り込んでいます。

こういった国の地方創生の継続強化を受け、吉賀町においても今年度が最終年度ということで、次期総合戦略を策定するか現戦略を延長していくか、総合戦略推進委員会において議論し、決定をしまいたいと考えているところでございます。

なお、通告の中で今回国が提唱いたしました地方創生対策について、国の思惑にはまりただ予算消化したとは思いませんかというような問い合わせがございました。

本年度は、第1次総合戦略の最終年度となるわけですが、先ほど申し上げました個別の人口動態の指標も当町の場合は上昇しておりますし、人口減少率も当初より若干緩やかになっています。

したがって、現時点においては成果が上がっていると認識しておるわけですが、国よりは島根県の指導・助言を仰ぎながら、当町といたしましては真摯に対応してきた施策であることをあえて申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） この地方創生というのは、地方自治体の自律的な地域活性化の取り組みを支援するという政策のもとにおきまして、2014年第2次安倍構造内閣が発表したわけですが、地方の実情を鑑みないでといいますか、中央集権的な政策ではないかなというふうな受けとめ方もできるというか、するわけなんですけども、そうした中で市町村に一律の総合戦略というものをつくらせて、その何ていうか国の思惑を押しつけるような形ではないかなという感も私は受けているわけなんですけども、ただ地方は口開けてその戦略に基づく中央からの仕送りを待ってる実態、そうしたもんじゃないかなという中で、先ほどの答弁の中では人口動態が緩やかに回復してという中で、第1期につきましては出生率とか社会増減、人口動態とか緩やかになってふえたと。1.65とかいうような数値も出ておりますが、来期ですね、第2期地方創

生総合戦略というものを国のほうもまた考えているようではございますが、その中で国が28年度に地方創生推進交付金というものが、その中で新型交付金というものがあったと思うんですけども、その支援対策、その中で先駆的なことをやる、模擬的な横断的なことをやる、段階的なことをやるというふうなものが5年、3年、3年というふうに区切られて、予算化されて新型交付があったと思うんですけども、地域の知力が問われているという、こういう何ていいますか事業だというふうに解釈するわけなんですけども、そうした中でやるべきことを見きわめて、積極的に問題に取り組んだことを重要視すると。

そうした中で、今まで本町がこの5年間、累計でいいますと毎年、去年はたしか7億幾らでしたよね総体的なものは。そうすると、5年間でも30、40億円近いというお金が使われたと思うんですけども、そうしたものを使った費用対効果といいますかその効果検証については、検証率をいいますと今KPIというものらしいですが、分野ごとに分けても都道府県で10%検証すると市町村で91.8%の検証結果を出しつつあるということなんですけども、そうしたことが大変なお金を使った割に職員であったり、我々も若干そういうことが周知されてわかるような気もするんですが、体感実感がないという中でやはり町民にもそういうことを周知する必要があると思うんですよ。

これ余談かもしれませんが町長コラムというのを出してますよね。これは、単なる御自身の行動記録、そういうものをリレー的にやって今回19回目を出しておられますが、こんなことを、これが今この地方創生とは関係ないと言われりゃそれまでなんですけども、そういうことを周知する前にこれは自費でやってほしいと思うんですよ。

自費で行動記録、政治思想というものを、選挙法にどうこうすることもあるかどうか別として、皆さんの少ない血税使ってこういうコラムを出されるよりは、例えば多額の予算を使って成果こうですああですていうことを、この1面を使ってでも私はリレー的にでも町民に周知をする必要があるんじゃないかなというふうに思いがいたしておりますが、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回のその総合戦略、間もなく1期を終えて第2期に入ろうとしている。吉賀町の場合はそれを第2期にするのか第1期を延長していくのか、まさに今から結論を出すべきところに差しかかっているところでございますが、総合戦略はいわゆる国の地方創生そのものはあして人口消滅自治体、いわゆる消滅自治体というようなことが叫ばれて、そうした中で、総合戦略、地方創生ということが全国的に始まったということでございます。

推進交付金のお話もございました。どの事業にどれだけというのは今ちょっと申し上げることができませんけど、やるべきことはやらなければならない、それを見きわめて先行的に、あるいは

先駆的にやっていくという事業に充てたということでございますから、ことしがまさに5年の第1期の最終年度ということで、総仕上げの年でございます。

総仕上げと言いましても、人口減少をそもそも抑えるのに5年でできるというそんなレベルの話じゃないわけでございますから、これやっぱり総合戦略であろうが地方創生であろうが自治体としては大きな課題としてやはり継続的に取り組んでいかなければならない問題だろうと思っております。

成果の部分は先ほど簡単に申し上げましたけど、これは今回配付をさせていただいております決算資料とともに事務報告書のほうにも添付をさせていただいておりますけど、27年度から総合戦略は始まって現在今30年度の数値については精査をしているところでございますが、その前段、ですから総合戦略といいますか地方創生が叫ばれたところからの、数値で申し上げますと例えば合計特殊出生率は当町の場合1.86、平成25年で1.86であったものが29年の直近の数値の確定値では1.95になってます。

それから出生数、これも25年が39名であったものが、これは波がありますけど29年の段階では49人、それから社会増減も平成25年にはマイナス36人であったのが29年のときにはプラスの22人、自然増減も25年にはマイナス96であったのが29年にはマイナス75ということで、非常に数字だけをとってみてもやはり結果が出ているんだろうと思っております。

そうした中で、何度も申し上げますが吉賀町の場合今のところ人口の減率が幾分緩やかになったということで、これはまさに総合戦略といいますか国が提唱していただいた地方創生によるものだと、効果はやっぱり出ているんだろうというふうに思っています。その歩みをとめることなく対応していかなければならないということでございます。

以前にも9番議員の一般質問にお答えをさせていただいたことがあろうかと思いますが、特に今年度6億5,300万円余の総合戦略予算を計上させていただいてまして、4つの大きな柱があるわけなんですけど、その中で金額多い少ないは別にして、やはり今我々が一番力を入れていかなければならないのは、当然これまで続いてきた、やってきた少子化対策というのは、これやっぱりベースラインとして必要だろうと思います。

それに加えて、きのうもちょっとほかの議員さんにお答えをしたところでございますが、今やっぱり見きわめてやっていかなければならないのは地域の医療対策であったり、それから従業員の確保であったり、そこにやはり雇用対策もあるでしょう。それから附随をした関連したことでいえば住宅問題、そうした住まい対策もしっかりやっていかなければならないということですから、そこへやはり先行投資もしながらこれ以後の、来年度以降の総合戦略なり地方創生については対策を講じていく必要があるかと思っております。

最後のところで私のコラムの話がございましたが、ただ単に私の云々ということではなくて、

やはりトップの考えであったり、それからそこらあたりをどうした対応を今町長動いているのかということをお伝えをしたいという思いで、本当に貴重な紙面をお借りをしてコラムを掲載、連載をさせていただいているところでございます。

私はそのコラムを書くがためではないんですが、やはりそういうこともあって私自身が町内の至るところへ出かけていかなければいけない、そうした意味でも私は自分自身に対してもそうでございますが、町民の方にもそうした意味では御理解をいただいている部分ではないかと思えます。

それから、総合戦略の関係で申し上げますと、先ほど議員のほうからも御指摘がございましたけど、ただ単に数値的な数値、例えば合計特殊出生率であったり出生率であったり、それから社会増、自然増減、ただ単にそれを言うばかりでなくしてやはり一番皆さんの関心の深いところは人口もそうでございますけど、やっぱり経済的にどのぐらいの効果があつたかということだろうと思いますので、これはどういった形で情報発信なりお伝えをしたらいいのか、どういう数値をもってお伝えをしたらいいのか、今ちょっと私の頭のほうには浮かびませんが、それはこれから今第1期が終わろうとしておるわけでございますから、いわゆるその情報発信の仕方、伝え方についてはまた考えていかなければならない部分だろうと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） コラムにつきましては賛否両論ありますので、そのところは町長の見解と私との相違もあるかと思いますが、もっとほかの使い道といいますか広報の仕方もあろうかと思っておりますので、ぜひともいろんなことをコラムリレーで載せていただくことを申し添えておきたいと思えます。

それと、これらを独自の体系で自己評価をする、総合評価のこの5年の検証についても。それすることは大変留意が必要であろうと思えます。自画自賛になったり、いろいろあると思えますから、それを客観的によそからていうことにはなりませんけれども、やはりその中で重点的な施策としまして、例えば一例上げますと、ここで言いますと農林、水産はありませんけども、農業林業振興につきまして、それを取り組んだ結果が個別あたりの生産量がふえた、就業者の人口がふえたとちゅうことにつながって、いわゆる山が90何%もあるようなところですから、それを活用してその自然災害も防げたり所得が上がったり景観もよくなったりということで、就労人口がふえる。

しかも、そのことによって雨水を保水することによって土地が潤ってきて作物がよくとれるというふうなものにつながっていく要素ぐらいしかないんですよここで言う。あとは第何次産業になる、2次産業といいますか、そういう3次産業というのが就労の場がありますけども、そういうところまでやはりおよぶまでいったらなかなかいろんな結果の検証というのが留意しながら

しなくては行けません、当町にとりましては人口増、動態が非常に減少する中で全国一緒なんですけれどもそれが団地ですね、それがふえつつあって上がってくちゅことは大変いいことだと思いますが、今後もやはり人口増加、少子高齢化対策、少子化対策ですね、医療対策、これを重点としまして、そして地域の活力、そして所得の向上、そして何よりも役場の職員の皆様方でいきますとやはり人材の育成ですよ。いろんな意味でいろんなノウハウ、即戦力になる人材の育成というのが重要なのではないかと思います。

そして行動、実行、考える、そして稼げるまちづくりというものに成果が求められるものであるのが地方創生総合戦略だと私は理解しておりますので、その辺のところですね、時間が少なくなりますから簡潔に答弁してください。3問目がありますから。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） やはり私は人口に尽きるんだらうと。もともとその総合戦略、創生はそうでございますから、島根県が毎月発表する推計人口、私は毎月楽しみに拝見をさせていただいて、うれしいことに8月は19の自治体、市部を含めて吉賀町のプラス22というのが県下でトップでございました。

22ふえた内訳を見ますと14人は外国人の方なんです影響は。でも残りの8人は日本人の方。ですからとかく、私も今外国人がふえたところ言ってますけど、そうじゃなくてやはり日本人の方もふえてるということでございますから、これからもそうしたことを意識しながら取り組んでいきたいと思っておりますし、それからそうはいつでも人口が全てではございませんが、でも人の数というのは大きな力でございますから、しっかりそこを見きわめて次の総合戦略に取り組んでいきたいと思っております。

外部評価のお話がありました。一時的には我々がまず評価をさせていただいて、外部の委員の方に評価をしていただいて、それを議会のほうに御報告するというようなシステムになっておりますので、その点につきましては御理解をいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは3点目に移りますけれども、地域商社の進捗についてというお尋ねでございまして、株式会社丹後王国との包括連携協定を締結しました。31年度、令和元年度の当初予算でも1,438万7,000円を計上いたしまして、これは山村活性化支援交付金と特別交付税と地方創生推進交付金を充当するとあるわけなんですけれども、丹後王国からの社員を派遣していただいてアドバイスを受けて地域の産品、資源を発掘して磨き上げて販路を開拓するという、行うということで、それは将来的には収益を生産者、事業者還元する仕組みをすれば、つくるんだというふうに書いてあるわけなんですけど、ただいまの現状の進捗といたしますか、けさもちょっと質問が出ておりましたがそのあたりで、この費用というのは2月の全協で

も説明がありましたように今年度は、3月から5月は地域おこし協力隊準備室をつくって、販売品目の選定のためのテストマーケティングを実施するとか、そして収支の計画をつくって長期計画をつくるということなんですけども、これは随時費用をつけてそういう、何ていうんですかね、今年なんなんですけども、どういう状況にあるのかちょっと説明してほしいと思うんですけれども。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3問目の地域商社の進捗についてということでお答えをしたいと思います。

これはこれまでのほかの議員のところでもお答えをしております。重複になろうかと思いますが御容赦をいただきたいと思います。

地域商社に関しては、他の議員からの御質問もありましたので同じことを御答弁するようになりますが、3月末に包括連携協定を結んだ株式会社丹後王国から専任の社員が6月より吉賀町に滞在し、地域商社設立準備室の職員と設立に向けた計画策定を進めているところでございます。

また、町顧問の千田先生のほうにも定期的にアドバイスをいただいているところでございます。どのような組織で何の事業を行っていくのかなど、全体の構想について現在鋭意検討を進めている段階でございます。申し上げましたように、12月の定例会の前段の全員協議会で概要について御説明できるように今鋭意準備をしてるところでございます。

なお、質問のところにもございました地方創生推進交付金につきましては、これは来年度からの財源ということでございます。

それで、今年度のいわゆる予算の規模、先ほど来ありますように1,400万円余の金額ということで、その財源の1つとして山村活性化支援交付金を約500万円ぐらい充当させていただいているということでございます。

今、着任を6月からさせていただいて産業課のほうで準備室を立ち上げて、小さいことを今整理をしてるところでございますが、とはいいましてもやはり地域おこし協力隊として企業版として人材を派遣をしていただいておりますが、まずやはり地域のことを知っていただかない限りは非常に組み立て自体が難しいことがありますので、私もいろいろお話を聞いてますが、その社員の方がいつ来ていただいておりますとかあちこちを聞いておりますから、間違いなく今足を運んでそういう情報をキャッチをしてるところに努めているんだろうと思います。

来年度のまた組み立て方一、その前段で先ほど言いましたように今準備をしているものを取りまとめをさせていただいて、年内の全員協議会のところでお示しをさせていただいたらと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） なかなか地元情報が薄い方が、これは商社のほうから派遣され

てきて費用はこっちが負担しとるとのことだと思いますが、なかなか地域の実情もわからない、地域の特徴もわからないそうした中で、これは事業として自立継続することは大変な課題だと思うんですけども、地域商社というものが地域に稼ぐ力をつくって、地方創生切り札にして果たす役割といたしますか、そういう強みというか数値というのは本当に未知数であると思うんですけども、全国的にふえ続けておるわけなんですよ。

今DMOといいまして、観光ですね、それと地域商社とが合体といたしますかそういうことをして地域をPRして産品を売って収入を得て、生産者は所得が上がるというのを大々的に、これ全国的に展開、近隣でも山口とかあっちこっちやってますけども、やはり何と言いましても課題はどこまでいっても財源と人材なんですよ。

それを、やっぱり仕かけ人というので丹後王国から来ていただいたんでしょけども、なかなか地域に密着性がないという中で、それじゃ産業課がどれだけのものをノウハウ持って提供できるかって言ったらそうでもないということになりますと、よその受け売り、見よう見まねでも大変なわけですが、よそはまだまだ地域に特産品というものが、例えばユズであったり、四国でいったら馬路村とかいうのが全国でもサントリーと共同して、何ていうんかねあれは何とかいう味の蔵だったかな、ポン酢つくってますよ、あれなんかもう莫大売れとるとかいうようなことがあるわけですよ。

この近隣でいや美都町のユズですけども、ここのユズもそんなにない、町長がいつも言われるように少量多品目、確かに1つずつはええかもしれんけど、それじゃそれを製品化をしてロットで需要と供給のバランスがとれるかといったらその限りじゃない。しかも先ほどもありましたが、ラッキョウをつくる、1キロ当たりが洗いラッキョウで450円ですよ。それを3軒の農家をお願いしとるとのことですが、これは農家の人が高齢者で2年も3年も寝かして草取りをしながらできたものを洗いラッキョウにして、キロが1,000円で、私が知ってる人は蔵木の人が60万円ぐらい年間上げとる人がおると。そうすると、キロ450円のラッキョウで割ってみてくださいよ、1トン600ぐらいの洗いラッキョウ出さなやれんちゅうことですよ。そういうものを誰がするんですかということなんですよ。

確かにイカリスーパーとかなんとかでこれだけのもの売れるというのはあるかもしれませんが、やはりそこでもうちょっと矛先を変えるといいますか、売り方を変えるといいますかその辺をやっけてかないと、サフランにしてもそうですよ、有機茶も今、町長先ほども紅茶が非常にいいとか言ってですが、島根県に出して20パック送ったそうですが、東京の人であれが何グラム入るとるんかしれんが850円、そのぐらいの単価東京の人やったら幾らでも安いと思って買いますよ。

だけど、次のリピーターと、送ってくださいていことがない。ないのもいいんですが、送ろ

うにも商品がないというようなことで、結局昨年度20万円売上で聞いたんですけども、何せその程度のことでなかなか地域商社へ入れて云々ちゅうほどのことじゃないと私は思っておるんですけども、今後の課題というの大変、課題が大きいと思うんですけども、要するにその1次産業でものを量産してつくるてのは今やっていただかなくちゃ、地元の方はわかってると思いますよ。

例えば、笹山でいったら火山灰じゃからサトイモが非常にいいとかいうことがあるでしょう。農家の人たちはそんなこと十分承知しておられますが、土壤に合った品目を選定してそれを需要がすごくあると、供給もできるというようなものを選ぶこと、それで生産者がまず自分が田畑持っておらにゃいけませんから、そうするとできる人が本当に数限られて未知数だと思うんですよ。

そうすると継続性はどうかかなということまでいきますと、これ大変な労力と対価に対するコスト計算せにゃいけませんのでその辺を考えたらなかなか、私が後ろ向きな話をしとるわけではないんですけども、やはり品目をきちっと付加価値が高い、軽量で高いというふうなものをつくらなとなかなか生産者が、底辺の人が本当に汗かく人が所得向上にはつながらないと思うんですよ。

幾ら商社立ち上げてもそういうことだろうというふうに思いますので、町長その辺の戦略と言いますか持っとられるのかなと思うんですけど、売り方は別に商社でなくても津和野町が特産品の販路拡大というんでネットでやってるでしょう今。最近この6月の新聞出てましたが丸ごと津和野町なんていうので、東京のほうの会社へ地域商社事業としてネットでやるとというようなことをやるわけなんですけども、どこの地方の町村もありとあらゆることをやって生産向上、所得向上に頑張っておられるんですよ。

そうすると、先ほど言いましたDMOですよ、観光と一緒にやれちゅてもここははいじゃあどれだけの観光があるのかでことになりますけども、やはり連携をつくってそして、津和野町であったりやるということも一つの方法論ではないかなというふうに思うんですけども、町長とすればただ丹後王国の方から、交付金があるから人を雇って産業課と一緒にやるとものをやるんじゃというようなぬるい話をしとったんでは、なかなか来年度再来年度にわっとものが、商品が売り出せるものはできないと思うんですがね。その辺で、町長少量多品目ちゅうのを口癖のように言っておられますが、どういうお考えなんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろお話がありました。先行して大きなところでやっておられるのは山口県であったり、それから鳥取県であったり、ここには金融機関がかかわってらっしゃるといことで、そうした事例があるというのは承知をしてるところでございます。

当然、そうしたものでなくて小さいエリアで、小さい規模で地域商社あるいは地域商社なるも

的なものやっぱり実施をしていっしょるところもたくさんあるというのは承知をしています。

やはり何をやるにしても、ある程度事業とかメニューは特化をしていく必要があるんだろうと思います。よそがやっているようなものを同じようにやっていったのでは、まさにそこには魅力も何も感じられないということがございますから、発信力もありません。ですから、幾らかのものにやっぱり特化をしてやっていく必要があろうかと思えます。

ポン酢といいますか馬路村のお話だったんだろうと思いますけど、そうしたところもやっぱり先行して商品開発と情報発信をして、それだけのものが売れるようになったということがございますので、本当に参考になる事例だろうと思えます。

少量多品目のお話がございましたが、とはいいいながら販路を拡大していったりと、当然これはロットの問題に行き着くわけでございますから、ほかの議員からもありますように生産者をどうしていくのか、生産量をどうして拡大をしていくのか、ここにやっぱり行き着く問題でございまして、そこら辺も将来的なところを見据えて考えていかなければならないと思えます。

地域商社をどのぐらいの規模で立ち上げてというのはまさに今からでございますが、いずれにしてもそれは短期的に成果が出るものではないわけですから、長い年月をかけて続けていかなければならない。そのためには、どうした規模で行っていくかというところをやっぱり考えていかなければならないわけでございます。

いきなり大きいものを手がけてやるのか、それとも小さく生んで徐々に大きく育てていくのか、いろいろやっぱりやり方はあると思えますから、我が町に合った、我が町の規模に合ったような形の地域商社あるいは地域商社的なものを組織していく必要があろうかと思えます。

それから私は一つは、先ほど議員もちょっと触れられましたが、決して農産品とか加工品だけでなくして地域商社なるその組織が観光であったり、誘客であったりそうしたものもできる可能性が十分あるわけでございますから、そうしたこともやっぱり準備室のほうで検討もしていただきたいと思えますし、もう一つはいろいろほかの議員さんからも出ておりますが、新しい財源を確保するという意味では地域商社がふるさと納税の仕事もやってもいいんだと思えます。

そこに返礼品であったり、誘客のものを返礼品のかわりにやるとかいろいろやっぱり可能性はあるわけでございますから、行政でできないそうしたものを民間のレベル、地域商社のようなところへ委ねていくのも一つの方法だろうと思えます。

いずれにしても、初めて吉賀町としてはやる事業でございますので、しっかりこれから整理をさせていただいて、また議会のほうへ代案なるものをお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私が懸念してる、皆さんもそうであろうかと思いますが、やはり丹後王国のノウハウと人材を利用してといやおかしいんですがそうして、それから基本的には何を根拠に丹後を選んだのかなと思えば、それは丹後王国というのが商社を立ち上げていろいろなところに販売力を持っているということと道の駅をやってる、そういうノウハウをたくさん持っているということであろうと思うんですよ。

そういうところに利用価値って言ったらい言いが大変失礼なんですけど、そういうことであろうかなと思いますが、要は先ほど町長でここは観光地じゃありませんが、他県によったら1次産業ではないほかの3次産業の技術とか何とかを、例えば食器であるとかいろんなもの、萩でいや萩焼とかいろいろありますよね、そういうものを各種のものを道具として、物として販売促進を図って、それでもなおかついいものを海外へ出すというふうなこともやってるのを、やれるまでつなげていくのが地域商社というふうに拡大して話すわけなんですけど、そういうとこまでつなげていかないと意味がないというふうに思っていますので、たゆまない努力と今後しっかりと職員の方も含めて人材育成ということを力を入れて取り組んでほしいということを申し述べまして、私の3点目を終わりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問が終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会とします。御苦勞でございます。

午後1時39分散会